

新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

2023年7月

岡 三 証 券 株 式 会 社
岡三オンライン証券カンパニー

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式（以下「新規公開株式」といいます。）のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。予めよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じる恐れがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動などにより損失が生じる恐れがあります

- ・ 新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じる恐れがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる恐れがあります。

有価証券の発行者等の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じる恐れがあります

- ・ 新規公開株式の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じる恐れがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる恐れがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- ・新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集又は売出しに際して課税はされません。

なお、上場後の株式に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、予め当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のコンタクトセンターへ直接ご連絡ください。

当社の概要

商 号 等	岡三証券株式会社 岡三オンライン証券カンパニー 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号
本店所在地	〒103-8278 東京都中央区日本橋一丁目17番6号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター ※ 金融ADR制度の詳細及び連絡先等については、当社Webサイトをご確認ください。
資 本 金	50億円（2023年3月31日現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	2003年4月
連 絡 先	岡三オンラインコンタクトセンター （ご意見・苦情等窓口） 電話番号：0120 - 146 - 890（携帯からは03 - 6386 - 4473） 受付時間：月～金 8:00から17:00（年末年始及び祝日を除く）

その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

以 上

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2023年12月

(第2回訂正分)

ナイル株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2023年12月12日に関東財務局長に提出し、2023年12月13日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2023年11月16日付をもって提出した有価証券届出書及び2023年12月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集350,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,168,900株（引受人の買取引受による売出し970,800株・オーバーアロットメントによる売出し198,100株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2023年12月12日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。なお、上記募集及び引受人の買取引受による売出しについては、2023年12月12日に、日本国内において販売される株数が1,078,400株、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売される株数が242,400株と決定されております。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄内の数値の訂正>

「発行数（株）」の欄：「350,000（注）2」を「285,800（注）2」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 2023年11月16日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式350,000株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されます。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）であり、海外販売株数は64,200株であります。

本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集並びに2023年11月16日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案した結果、SMB C日興証券株式会社が当社株主である高橋飛翔（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式198,100株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2023年11月16日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式198,100株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。

2【募集の方法】

2023年12月12日に決定された引受価額(1,545.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,680円)で国内募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行数(株)」の欄:「350,000」を「285,800」に訂正

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄:「481,950,000」を「393,546,600」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「265,650,000」を「220,866,240」に訂正

「計(総発行株式)」の「発行数(株)」の欄:「350,000」を「285,800」に訂正

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄:「481,950,000」を「393,546,600」に訂正

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「265,650,000」を「220,866,240」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は220,866,240円と決定いたしました。

5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

(注) 6. の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1」を「1,680」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1」を「1,545.60」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3」を「772.80」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4」を「1株につき1,680」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格等の決定に当たりましては、1,620円以上1,680円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、1,680円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,545.60円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,377円)及び2023年12月12日に決定された発行価格(1,680円)、引受価額(1,545.60円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息を付けません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,545.60円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。(略)

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,545.60円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき134.40円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

2. 上記引受人と2023年12月12日に元引受契約を締結いたしました。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「531,300,000」を「441,732,480」に訂正
「発行諸費用の概算額（円）」の欄：「27,000,000」を「22,000,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「504,300,000」を「419,732,480」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数に係るものです。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額419百万円に、海外販売の手取概算額94百万円及び本第三者割当増資の手取概算額上限306百万円を合わせた、手取概算額合計上限819百万円については、事業拡大に関わる採用費及び人件費、広告宣伝費に充当する予定であります。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① 採用費及び人件費

ホリゾンタルDX事業及び自動車産業DX事業の更なる事業拡大のための優秀な人材を確保するための採用費及び人件費として2024年12月期に153百万円を充当する予定であります。

② 広告宣伝費

主に自動車産業DX事業における新規顧客獲得のための広告宣伝費として2024年12月期に666百万円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2023年12月12日に決定された引受価額（1,545.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,680円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数（株）」の欄：「970,800」を「792,600」に訂正
「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,601,820,000」を「1,331,568,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出数（株）」の欄：「970,800」を「792,600」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,601,820,000」を「1,331,568,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式970,800株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。）されます。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。）される株数（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。）であり、海外販売株数は178,200株であります。また、上記売出しに係る株式の所有者の売出株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

7. 売出価額の総額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「1,680」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,545.60」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき1,680」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息を付けません。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	SMB C日興証券株式会社	849,200株
	株式会社SBI証券	48,500株
	松井証券株式会社	14,600株
	大和証券株式会社	14,600株
	楽天証券株式会社	9,700株
	マネックス証券株式会社	9,700株
	岩井コスモ証券株式会社	4,900株
	丸三証券株式会社	4,900株
	極東証券株式会社	4,900株
	岡三証券株式会社	4,900株
	東洋証券株式会社	4,900株

引受人が全株買取引受けを行います。各金融商品取引業者の引受株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき134.40円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2023年12月12日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「326,865,000」を「332,808,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「326,865,000」を「332,808,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注) 5. の全文削除

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「1,680」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき1,680」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により2023年12月12日に決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息を付けません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。また、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。以下は、かかる本募集における海外販売及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

1. 本募集における海外販売に関する事項

(2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

64,200株

（注） 上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、2023年12月12日に決定されました。

(3) 本募集における海外販売の発行価格（募集価格）

1株につき1,680円

(注) 1. 2. の全文削除

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

1株につき1,377円

（注） 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2023年12月12日に決定された発行価格（1,680円）、引受価額（1,545.60円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

1株につき772.80円

(注) の全文削除

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

88,403,400円

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

49,613,760円

（注） 本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額 99,227,520円

発行諸費用の概算額 5,000,000円

差引手取概算額 94,227,520円

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）

178,200株

（注） 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、2023年12月12日に決定されました。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

1株につき1,680円

（注） 1. 2. の全文削除

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

1株につき1,545.60円

（注）の全文削除

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

299,376,000円

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）198,100株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2024年1月17日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2024年1月17日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2023年11月16日及び2023年12月4日開催の取締役会において決議し、2023年12月12日に決定した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 198,100株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,377円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）
(4)	払込期日	2024年1月22日（月）

（注） 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2023年12月12日に決定いたしました。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2023年12月
(第 1 回訂正分)

ナイル株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2023年12月4日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2023年11月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集350,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2023年12月4日開催の取締役会において決定し、ブックビルディング方式による売出し1,168,900株（引受人の買取引受による売出し970,800株・オーバーアロットメントによる売出し198,100株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」について、「6 投資家による本募集及び引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 2023年11月16日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式350,000株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されることがあります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出し（後記（注）3に定義する。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2023年12月12日）に決定されます。本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2【募集の方法】

2023年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2023年12月4日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額1,377円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「480,462,500」を「481,950,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「260,015,000」を「265,650,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「480,462,500」を「481,950,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「260,015,000」を「265,650,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

6. 仮条件（1,620円～1,680円）の平均価格（1,650円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は577,500,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,377」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,620円以上1,680円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2023年12月12日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（1,377円）及び2023年12月12日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,377円）を下回る場合は本募集を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C日興証券株式会社306,600、株式会社S B I証券17,500、松井証券株式会社5,200、大和証券株式会社5,200、楽天証券株式会社3,500、マネックス証券株式会社3,500、岩井コスモ証券株式会社1,700、丸三証券株式会社1,700、極東証券株式会社1,700、岡三証券株式会社1,700、東洋証券株式会社1,700」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記各引受人の引受株式数には、海外販売に供される株式数が含まれます。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「520,030,000」を「531,300,000」に訂正

「発行諸費用の概算額（円）」の欄：「26,000,000」を「27,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「494,030,000」を「504,300,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,620円～1,680円）の平均価格（1,650円）を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額504百万円に、海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限300百万円を合わせた、手取概算額合計上限804百万円については、事業拡大に関わる採用費及び人件費、広告宣伝費に充当する予定であります。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① 採用費及び人件費

ホリゾンタルDX事業及び自動車産業DX事業の更なる事業拡大のための優秀な人材を確保するための採用費及び人件費として2024年12月期に153百万円を充当する予定であります。

② 広告宣伝費

主に自動車産業DX事業における新規顧客獲得のための広告宣伝費として2024年12月期に651百万円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,567,842,000」を「1,601,820,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,567,842,000」を「1,601,820,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

7. 売出価額の総額は、仮条件（1,620円～1,680円）の平均価格（1,650円）で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「319,931,500」を「326,865,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「319,931,500」を「326,865,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（1,620円～1,680円）の平均価格（1,650円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

1. 本募集における海外販売に関する事項

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

1株につき1,377円

（注） 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2023年12月12日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

（注）1. の番号及び2. の全文削除

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、198,100株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、2024年1月17日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2024年1月17日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2023年12月12日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエアオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2023年11月16日及び2023年12月4日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 198,100株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,377円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）
(4)	払込期日	2024年1月22日（月）

（注） 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2023年12月12日に決定します。

（注） 1. の全文及び2. の番号削除

6 投資家による本募集及び引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について

1. 関心の表明の内容

下記の投資家（以下「本投資家」という。）は、2023年11月29日付けで、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて、下記のとおり、発行価格又は売出価格にて、下記の数の当社の普通株式を購入することへの関心を有することを表明しております。この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売（配分）される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1 及び 2	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (注) 1 及び 3
アセットマネジメントOne株式会社が運用している下記ファンド D I A M新興市場日本株ファンド D I A M新興企業日本株ファンド 新興企業日本株ファンド（資産成長型） D I A M新興企業日本株オープン米ドル型 未来変革日本株ファンド 日本厳選中小型株ファンド D I A M成長株オープン・マザーファンド	最大で取得総額400百万円に相当する株式数	2.89%

(注) 1. 下記注3. 及び「2. 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも増減し、又は本投資家が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本投資家が関心を表明した株式数は、上記ファンドの合算値になります。

3. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集に係る株式数を勘案した割合の見込みになります。なお、本投資家が、発行価格及び売出価格の仮条件（1,620円～1,680円）の下限である1,620円で、関心を表明した取得総額400百万円に相当する株式数のすべてを取得すると仮定して計算しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また当社の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員）にも該当いたしません。

本投資家からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約（ロックアップ）は取得しておらず、またその予定もありません。ただし、本投資家は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

2. 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。したがって、本投資家は、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいてより多くの株式を購入するか、より少ない株式を購入するか、又は株式を購入しないことを決定する可能性があります。

引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」という。）第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売（配分）につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家に対してより多くの株式を販売するか、より少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け（発行者が指定する販売先への売付け）とは異なります（配分規則第2条第2項参照）。

本投資家が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家が購入する当社の普通株式について、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格の差額は引受人の手取金となります。



新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2023年11月

ナイル株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式480,462千円（見込額）の募集及び株式1,567,842千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式319,931千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2023年11月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ナイル株式会社

東京都品川区東五反田一丁目24番2号

企業理念

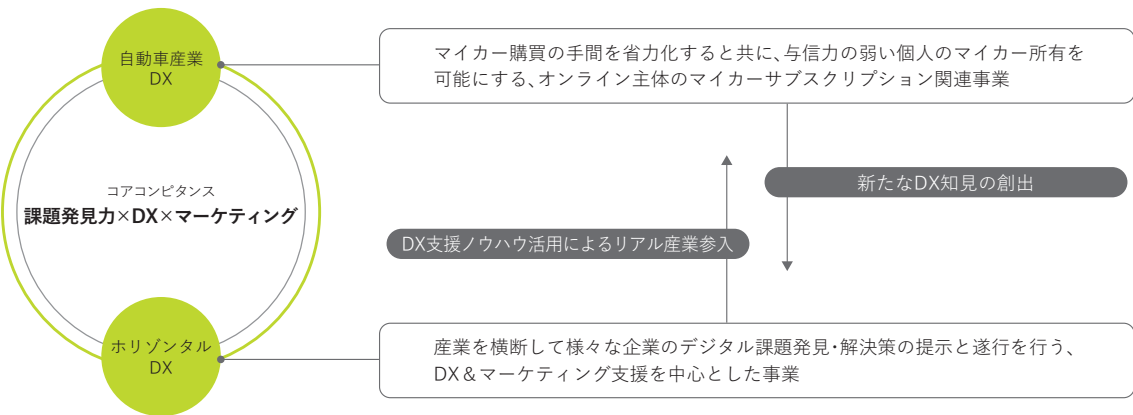
MISSION – 社会的使命 –

幸せを、後世に。

ナイルは、社会に根付く事業作りを通じ、時代を超えて人々の幸せに貢献します。

事業概要

当社は、横断的に産業に関与し、テクノロジーによる事業機会を発見する「課題発見力」、テクノロジーにより業務を効率化・自動化し、付加価値創造を行う「DXノウハウ」、デジタルマーケティングを中心とした事業のグロースを実現する「マーケティングノウハウ」を強みとし、自動車産業DX事業とホリゾンタルDX事業の2つの事業を展開しています。

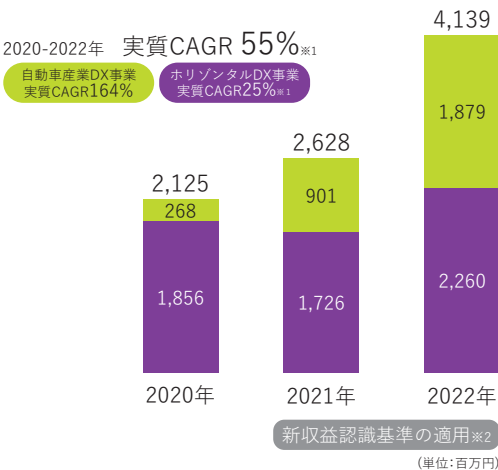


売上高推移

創業以来、16期連続での増収を達成しており、直近3年(2020年12月期から2022年12月期)の実質的な年平均成長率(実質CAGR※1)は55%となりました。

2018年開始の自動車産業DX事業は実質CAGR164%の成長、2010年開始のホリゾンタルDX事業は実質CAGR25%となっております。

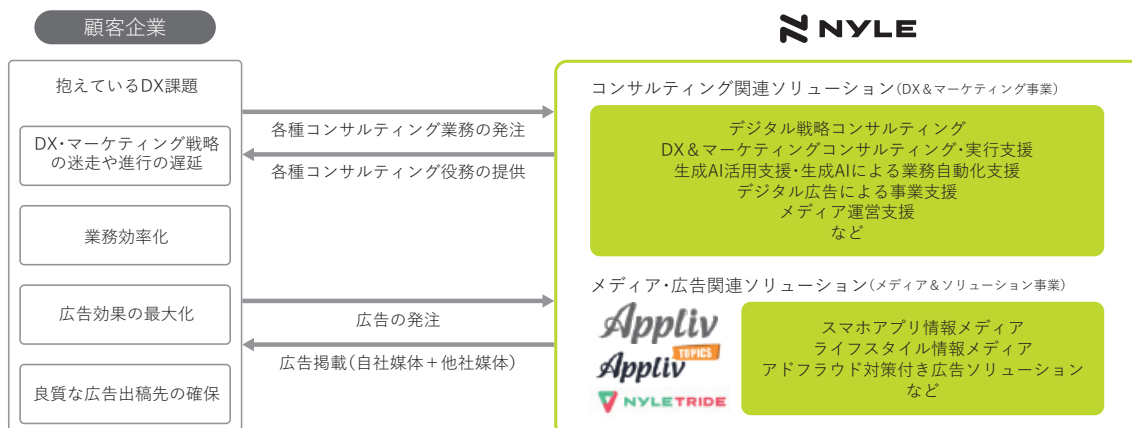
※1:2020年にも新収益認識基準を適用した場合の年平均成長率(CAGR)となります。
※2:2021年のホリゾンタルDX事業の減収は新収益認識基準の適用によるものです。



事業内容

(1) ホリゾンタルDX事業

当事業では、創業以来培ってきたDXやマーケティングを中心とするインターネットを活用した技術・ノウハウを強みにして、顧客企業に対するコンサルティングサービスを主軸としつつ、生成AIによる業務自動化支援、メディア開発・運営及びデジタル広告に関するソリューション提供を通じた事業支援を行っています。



① DX & マーケティング事業

DX & マーケティング事業では、インターネットを活用した顧客企業の売上成長・利益成長支援を行っています。

具体的には、デジタル戦略コンサルティングによる顧客企業の課題特定と課題解決策としてのDX・マーケティングに関するコンサルティングや実行支援、メディア開発・運営支援、コンテンツマーケティング支援、ユーザー解析に基づくWebサイト改善コンサルティング支援、生成AIによる業務自動化支援等、顧客企業のニーズに応じインターネットを活用した様々なソリューションを提供しております。

これらに加え、顧客企業のニーズに応じた提供メニューの拡充を継続的に行うことで、模倣難易度の高い事業構築を進めております。

② メディア & ソリューション事業

メディア & ソリューション事業では、主に複数のメディアの開発・運営及びデジタル広告に関するソリューション提供を通じ、顧客の事業成長支援を行っています。

6万件を超える(2023年9月末時点)スマートフォンアプリ情報を掲載する国内有数メディア「Appliv」(注1)、スマートフォンユーザー向けに役立つライフスタイル情報を豊富に掲載するメディア「Appliv TOPICS」(注1)、アプリを運営する事業者向けのデジタル広告ソリューション「NYLE TRIDE」(注2)などを通じて顧客の事業成長を幅広く支援しております。

(注) 1. Appliv及びAppliv TOPICSは、スマートフォンアプリ情報又はスマートフォンユーザー向けに役立つライフスタイル情報を掲載するメディアとなります。顧客企業の広告を掲載し、アプリのマーケティング支援(主にはメディア経由によるインストール報酬もしくはクリック報酬による)やその他顧客商品・サービスの販促支援を行うことで収益を計上しております。

2. NYLE TRIDEは、顧客企業のデジタル広告の配信にあたり、連携した媒体への一括配信による工数削減と厳格な基準に基づくアドフラウド(無効な表示やクリックによって広告費用に対する成約件数や効果を不正に水増しする広告不正のこと)被害の最小化を提供することで広告効率を最大化することができるサービスです。

(2) 自動車産業DX事業

自動車産業DX事業は、DX及びマーケティングの知見を活用して、自動車産業のDX化を推進する事業として、2018年に立ち上げた事業です。個人の車購入におけるプロセスをDX化することで、マイカー購買の手間暇を省力化するとともに、与信の弱い個人に対する自動車金融商品の提供可能性を模索することで、自動車領域における金融包摂サービスの提供を進めており、新車・中古車の販売市場における新たな市場創出に取り組んでおります。

当事業では、「おトクにマイカー 定額カルモくん」の事業運営を主軸として、個人向けに様々な車種の新車及び中古車を対象としたマイカーのサブスクリプションサービスを提供しています。



① 自動車購入プロセスのデジタル化により実現した効率性の高い事業運営

マイカーのサブスクリプションに関して、車探しから料金シミュレーション、申込といった諸手続を24時間オンラインで受け付けております。また、納車についても顧客の自宅まで配送するというオペレーションを構築しており、実店舗に一度も来店する必要がなくマイカー利用を開始することが可能です。加えて、エンドユーザー、提携金融事業者、ディーラー、陸送事業者、損害保険事業者などのステークホルダーとの業務プロセスをDX化することで、エンドユーザーに向けた自動車購入プロセスのUI(注1)/UX(注2)の利便性を高めるとともに、実店舗を持たず効率性の高い事業運営を行っております。



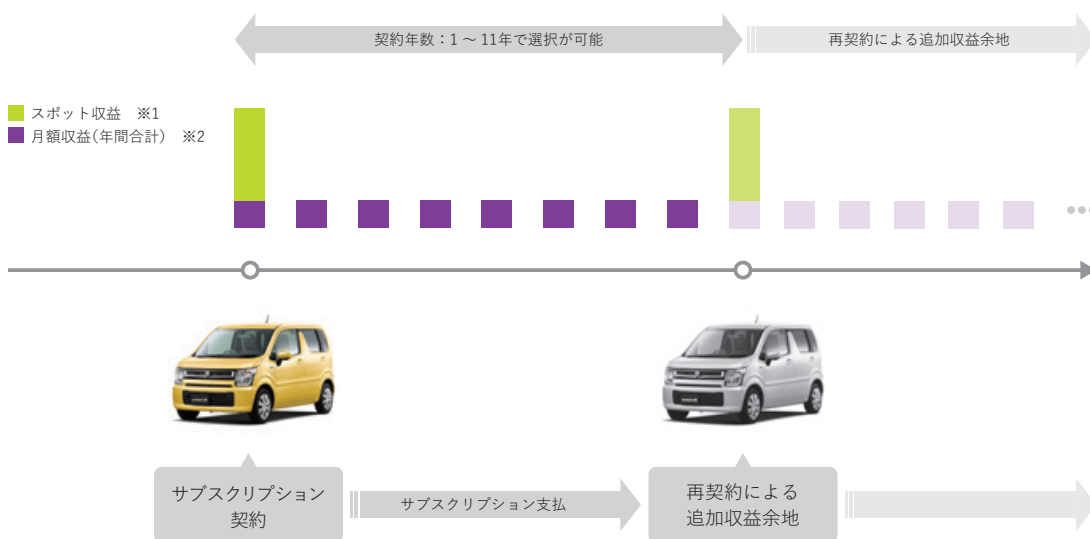
② 車両在庫を持たないアセットライトなビジネスモデル

マイカーのサブスクリプションに伴うリース車両については、リース期間にわたり、提携金融事業者が保有するため、中古車リースの一部のスキーム(注3)を除き、当社は原則として車両在庫を持たないアセットライトなビジネスモデルを構築しております。

③ 契約獲得に伴うスポット収益と、契約期間中に計上される月額収益

「おトクにマイカー 定額カルモくん」では、車両本体に加えてマイカーの利用中に発生する維持管理コスト等も含めて月額定額のサブスクリプションとするオプションなどを提供しており、顧客のニーズに沿ったプラン設計を行うことが可能です。

当事業では、当社が提携する金融事業者と顧客間におけるリース契約の獲得を仲介することで、提携金融事業者からの納車時にスポット収益(初期紹介手数料及び車両売買収益)を計上いたします。また、当社が提携する金融事業者とリース契約を締結したリース車両について、整備費用等のメンテナンスサービスを中心としたオプションをリース期間にわたり提供しており、顧客からその対価として定額の月額料金を受領しております。



本スライドは、自動車サブスクリプション契約の平均的な1台当たりの収益について示したイメージ図です。

※1:スポット収益は、車両売買収益及び初期紹介手数料で構成されており、顧客のサブスクリプション契約締結により、提携金融事業者から収受しております。

※2:月額収益は、メンテナンスサービスを中心としたオプションをリース期間にわたり提供しており、顧客からその対価として定額の月額料金を受領しております。

④ 与信の弱い個人に向けた与信枠拡大の取り組み

顧客に対する与信判断は提携金融事業者にて行われておりますが、提携金融事業者と共に与信の弱い個人に向けた与信拡大の取り組みを行い、自動車金融商品を活用できない方々に向けたサービス開発を推進しております。

⑤ 一般的には自動車メーカー系ファイナンス会社に取り扱っていない最長11年・月額が安価なサブスクリプションプランを提供

3～5年の契約期間のローン商品を主体とする自動車メーカー系ファイナンス会社が多い中、日本人の平均新車保有期間は約9年(注4)となっております。長期にわたり1台の車に乗り続ける消費活動が一般的であることに加え、月額リース料が安価となる長期のカーリース契約には需要があります。

そこで、当社は比較的契約期間の短いプランのみならず、最長11年の長期のプランまでのラインナップを用意して、様々な顧客のニーズに対応しております。

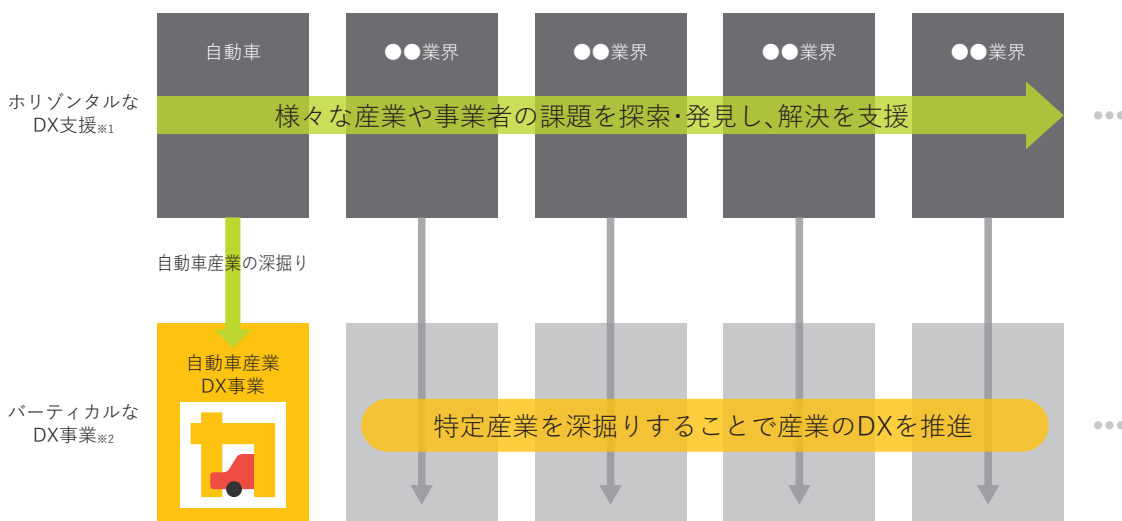
車種	日系メーカー全車種※
価格体系	頭金・ボーナス払なし 月1万円台～
新車・中古車	新車・中古車
販売チャネル	オンライン
契約期間	1～11年

※：一部貨物車、商用車を除きます。

- (注) 1. UIとはUser Interfaceの略で、ユーザーとサービスとの接点となるソフトウェアの操作画面などを指します。
2. UXとはUser Experienceの略で、ユーザーがサービスの使用で得られる体験を指します。
3. 中古車リースの一部のスキームは、当社にて車両仕入れを行い、顧客との契約が決まった際に提携金融事業者へ売却するスキームになっており、提携金融事業者への売却までの期間は当社の車両在庫になります。なお、人気車種を事前に当社にて仕入れを行う場合と顧客からの契約申込に基づき、車両を仕入れる場合がありますが、大半は顧客からの契約申込に基づく車両仕入れであり、一時的な在庫として所有するものではありません。
4. 出所:内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査(2023年3月)」

今後の成長可能性

社会構造の変化や、インターネットの普及に根ざした消費活動の多様化に伴い、あらゆる企業においてDX推進をはじめとしたインターネットを活用した事業成長への投資活動は重要な経営課題となっております。当社はホリゾンタルDX事業を通じて様々な産業や事業者の課題を探索・発見し、自動車産業DX事業をはじめとした特定産業を深掘りするパーティカルなDX事業を開発していくことで、日本のDX前進に貢献してまいります。



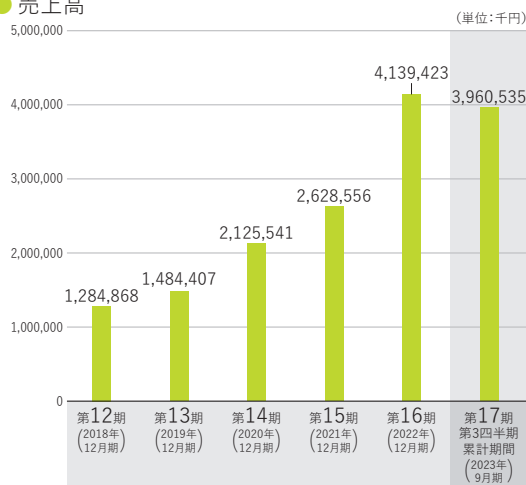
※1:ホリゾンタルなDX支援とは、業界を問わず水平的に様々な産業をDXの観点から支援していくことを意味します。

※2:パーティカルなDX事業とは、特定の産業や業界を垂直的に深掘りすることで産業のDXを推進していくことを意味します。

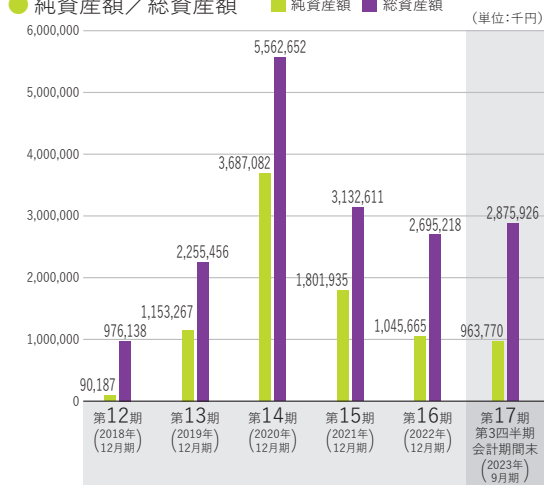
業績等の推移

● 主要な経営指標等の推移

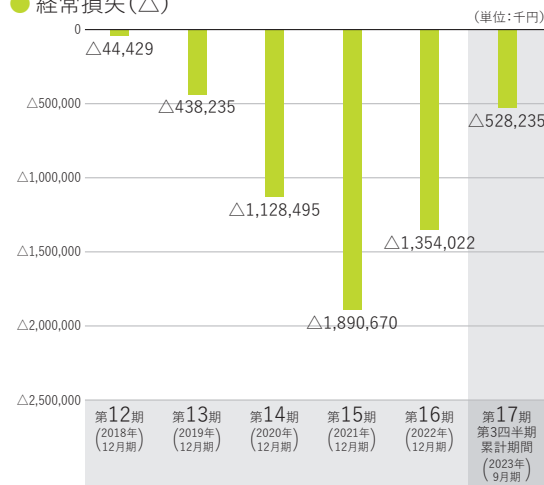
● 売上高



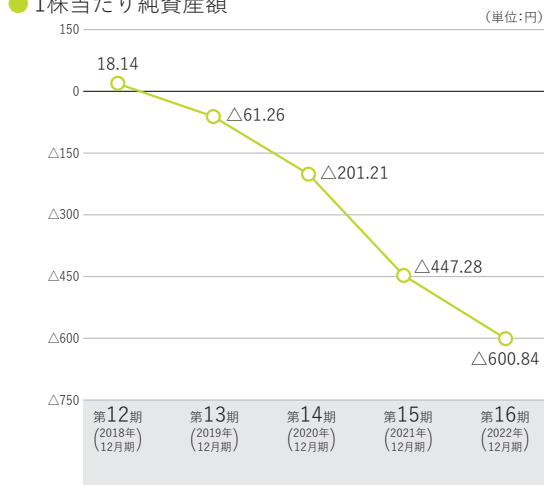
● 純資産額／総資産額



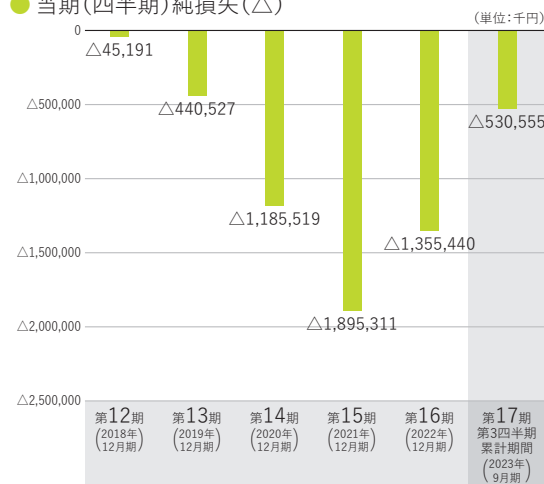
● 経常損失(△)



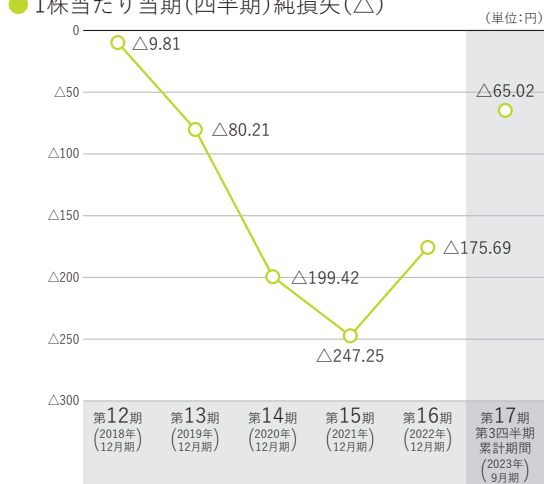
● 1株当たり純資産額



● 当期(四半期)純損失(△)



● 1株当たり当期(四半期)純損失(△)



(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首より適用しており、第15期、第16期、第17期第3四半期累計期間及び第17期第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 当社は、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。上記では、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

(単位:千円)

回 次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期第3四半期
決 算 年 月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年9月
売上高	1,284,868	1,484,407	2,125,541	2,628,556	4,139,423	3,960,535
経常損失(△)	△44,429	△438,235	△1,128,495	△1,890,670	△1,354,022	△528,235
当期(四半期)純損失(△)	△45,191	△440,527	△1,185,519	△1,895,311	△1,355,440	△530,555
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	184,429	100,000	1,958,616	100,000	100,000	325,054
発行済株式総数	11,524	14,564	19,164	19,164	19,906	8,185,200
普通株式	11,524	11,524	11,524	11,524	11,524	8,185,200
A種優先株式 (株)	—	3,040	3,040	3,040	3,040	—
B種優先株式	—	—	4,600	4,600	4,600	—
B-2種優先株式	—	—	—	—	742	—
純資産額	90,187	1,153,267	3,687,082	1,801,935	1,045,665	963,770
総資産額	976,138	2,255,456	5,562,652	3,132,611	2,695,218	2,875,926
1株当たり純資産額 (円)	7,256.40	△24,505.97	△80,485.52	△447.28	△600.84	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純損失(△) (円)	△3,924.22	△32,082.71	△79,768.51	△247.25	△175.69	△65.02
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.6	50.7	66.1	57.1	38.3	33.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△1,875,929	△1,472,040	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△48,588	95,053	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△785,796	946,762	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	2,217,258	1,787,033	—
従業員数 (人)	89	119	153	202	219	(—)
(外、平均臨時雇用者数)	(20)	(19)	(26)	(52)	(36)	(—)

- (注)1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第12期から第16期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第12期から第17期第3四半期期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期(四半期)純損失であるため記載しておりません。
6. 第12期から第14期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第12期から第16期で売上が増加している一方で経常損失及び当期純損失を計上している要因は、自動車産業DX事業において広告宣伝費及び人件費の先行投資を行ったことによるものであります。また、同様の理由により、第15期及び第16期の営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
8. 第15期については、敷金の差し入れによる支出等により投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
9. 第15期については、長期借入金の返済による支出等により財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
10. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
11. 当社は、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)の算定における期末株式数及び期中平均株式数には種類株式を含めております。
12. 第13期から第16期の1株当たり純資産額の算定に当たっては、種類株式に対する残余財産配分額及び新株予約権を控除して算定しているため、1株当たり純資産額がマイナスとなっております。
13. 従業員数は就業人員(契約社員を含む。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を() 外数で記載しております。
14. 第12期から第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。なお、第15期から第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第12期から第14期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
- また、第17期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。
15. 当社は、ホリゾンタルDX事業及び自動車産業DX事業を報告セグメントとしており、報告セグメントごとの売上高の推移は以下のとおりになります。

回 次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決 算 年 月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,284,868	1,484,407	2,125,541	2,628,556	4,139,423
内、ホリゾンタルDX事業 (千円)	1,283,266	1,471,345	1,856,675	1,726,612	2,260,123
内、自動車産業DX事業 (千円)	1,601	13,062	268,865	901,943	1,879,300

16. 当社は第15期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第15期、第16期及び第17期第3四半期に係る重要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。なお、第12期から第14期においても「収益認識に関する会計基準」を適用した場合の報告セグメントごとの売上高の推移は以下のとおりになります。

回 次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決 算 年 月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,197,683	1,333,654	1,717,858	2,628,556	4,139,423
内、ホリゾンタルDX事業 (千円)	1,196,082	1,320,591	1,448,993	1,726,612	2,260,123
内、自動車産業DX事業 (千円)	1,601	13,062	268,865	901,943	1,879,300

17. 当社は、2023年8月29日開催の取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純損失(△)を算出しております。
18. 当社は、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について「(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期第3四半期
決 算 年 月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年9月
1株当たり純資産額 (円)	18.14	△61.26	△201.21	△447.28	△600.84	—
1株当たり当期(四半期)純損失(△) (円)	△9.81	△80.21	△199.42	△247.25	△175.69	△65.02
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	16
第1 企業の概況	16
1. 主要な経営指標等の推移	16
2. 沿革	19
3. 事業の内容	20
4. 関係会社の状況	25
5. 従業員の状況	25
第2 事業の状況	26
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	26
2. 事業等のリスク	29
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	34
4. 経営上の重要な契約等	38
5. 研究開発活動	38
第3 設備の状況	39
1. 設備投資等の概要	39
2. 主要な設備の状況	39
3. 設備の新設、除却等の計画	39
第4 提出会社の状況	40
1. 株式等の状況	40
2. 自己株式の取得等の状況	61
3. 配当政策	61
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	62

第5	経理の状況	73
1.	財務諸表等	74
(1)	財務諸表	74
(2)	主な資産及び負債の内容	128
(3)	その他	130
第6	提出会社の株式事務の概要	131
第7	提出会社の参考情報	132
1.	提出会社の親会社等の情報	132
2.	その他の参考情報	132
第四部	株式公開情報	133
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	133
第2	第三者割当等の概況	135
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	135
2.	取得者の概況	137
3.	取得者の株式等の移動状況	138
第3	株主の状況	139
	〔監査報告書〕	142

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月16日
【会社名】	ナイル株式会社
【英訳名】	Nyle Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 飛翔
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田一丁目24番2号
【電話番号】	03-6409-6766（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部本部長 長澤 斉
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田一丁目24番2号
【電話番号】	03-6409-6766（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部本部長 長澤 斉
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 480,462,500円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,567,842,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 319,931,500円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、募集株式及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。 詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」及び「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」をそれぞれご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	350,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．2023年11月16日開催の取締役会決議によっております。

- 2．2023年11月16日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式350,000株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されることがあります。なお、本募集の発行数については、2023年12月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出し（後記（注）3に定義する。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2023年12月12日）に決定されます。

本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

- 3．本募集並びに2023年11月16日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、198,100株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である高橋飛翔（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2023年11月16日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社が割当先とする第三者割当による当社普通株式198,100株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。

- 4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。

- 5．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

2023年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2023年12月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	350,000	480,462,500	260,015,000
計（総発行株式）	350,000	480,462,500	260,015,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2023年11月16日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2023年12月12日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
 5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
 6. 有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,440円～1,790円）の平均価格（1,615円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）の上限は565,250,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2023年12月13日(水) 至 2023年12月18日(月)	未定 (注) 4	2023年12月19日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2023年12月4日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2023年12月12日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2023年12月4日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2023年12月12日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2023年12月12日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息を付けません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2023年12月20日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2023年12月5日から2023年12月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 五反田支店	東京都品川区東五反田一丁目14番10号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目 4 番地		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番21号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8 番12号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麴町三丁目 3 番 6		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 7 号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番 6 号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号		
計	—	350, 000	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、2023年12月 4 日に決定する予定です。

2. 上記引受人と発行価格決定日（2023年12月12日）に元引受契約を締結する予定です。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2, 000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
520,030,000	26,000,000	494,030,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,440円～1,790円）の平均価格（1,615円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額494百万円に、海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限294百万円を合わせた、手取概算額合計上限788百万円については、事業拡大に関わる採用費及び人件費、広告宣伝費に充当する予定であります。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① 採用費及び人件費

ホリゾンタルDX事業及び自動車産業DX事業の更なる事業拡大のための優秀な人材を確保するための採用費及び人件費として2024年12月期に153百万円を充当する予定であります。

② 広告宣伝費

主に自動車産業DX事業における新規顧客獲得のための広告宣伝費として2024年12月期に635百万円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2023年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	970,800	1,567,842,000	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行 220,000株
				東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー30F 株式会社セプテーニ・ホールディングス 200,000株
				東京都品川区 高橋 飛翔 170,000株
				東京都港区六本木一丁目6番1号 SBI AI & Blockchain投資事業有限責任組合 150,000株
				東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 新生企業投資株式会社 104,000株
				Tanglin Singapore 浜野 哲也 40,400株
				神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号 きぼう投資事業有限責任組合 33,200株
				東京都大田区 高階 良輔 20,000株
				東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 ユナイテッド株式会社 15,200株
				東京都狛江市 長澤 斉 5,000株
				東京都大田区 土居 健太郎 5,000株

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
				東京都文京区 大谷 昌史 5,000株
				東京都世田谷区 成松 淳 3,000株
計(総売出株式)	—	970,800	1,567,842,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式970,800株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。）されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。）される株数（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。）の上限であります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2023年12月12日）に決定されます。

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。

6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。

7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,440円～1,790円）の平均価格（1,615円）で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2023年 12月13日(水) 至 2023年 12月18日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1 号 株式会社 S B I 証券 東京都千代田区麹町一丁目4番 地 松井証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9 番1号 大和証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21 号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目3番 6 丸三証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁 目4番7号 極東証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番 6号 岡三証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番 1号 東洋証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。なお、申込証拠金には、利息を付けません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（2023年12月12日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は
支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機

構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	198, 100	319, 931, 500	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	198, 100	319, 931, 500	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1, 440円～1, 790円）の平均価格（1, 615円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2023年 12月13日(水) 至 2023年 12月18日(月)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。なお、申込証拠金には、利息を付けません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社（単独ブックランナー）及び株式会社SBI証券を共同主幹事会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。また、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

1. 本募集における海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

未定

（注） 上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2023年12月12日）に決定されます。

(3) 本募集における海外販売の発行価格（募集価格）

未定

（注） 1. 本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。
2. 本募集における海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

（注） 1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2023年12月12日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
2. 本募集における海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

未定

（注） 本募集における海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

未定

（注） 本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部をSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

② 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり

(13) 本募集における海外販売の新規発行年月日（払込期日）

2023年12月19日（火）

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

（注） 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2023年12月12日）に決定されます。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定

（注） 1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の売出価格と同一といたします。

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定

（注） 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

- (5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売価額の総額
未定
- (6) 株式の内容
完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
- (7) 売出方法
下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部をSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。
- (8) 引受人の名称
前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人
- (9) 売出しを行う者の氏名又は名称
前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人
- (10) 売出しを行う地域
欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）
- (11) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の受渡年月日
2023年12月20日（水）
- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、198,100株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2024年1月17日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、株式会社SBI証券と協議の上、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2024年1月17日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社は、株式会社SBI証券と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2023年12月12日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2023年11月16日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 198,100株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2024年1月22日（月）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件

（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2023年12月4日開催予定の取締役会において決定します。

2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 （2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2023年12月12日に決定します。

5 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である高橋飛翔、売出人である株式会社セブテニ・ホールディングス、長澤斉、高階良輔、土居健太郎、大谷昌史及び成松淳、当社株主である株式会社博報堂DYメディアパートナーズ、株式会社アニヴェルセルHOLDINGS及び浜田宏並びに当社新株予約権者である株式会社Strategy Partners、大村尚子、梅本雄二、森川亮、富田寛之、針替健太、麻相田真也、藤野希美、濱本克大、工藤沢斗、三好理子、田中創基、相馬朱里、福田士朗、三浦利夫及び三瓶勝之は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2024年6月16日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人である株式会社SMBC信託銀行及びSBI AI & Blockchain投資事業有限責任組合並びに当社株主であるJICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合、EEI4号イノベーション&インパクト投資事業有限責任組合、DIMENSION投資事業有限責任組合、SBI Ventures Two株式会社、グリーベンチャーズ1号投資事業有限責任組合、NVCC9号投資事業有限責任組合、株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ及びデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社は、共同主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2024年3月18日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、SMBC日興証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2024年6月16日までの期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,284,868	1,484,407	2,125,541	2,628,556	4,139,423
経常損失 (△) (千円)	△44,429	△438,235	△1,128,495	△1,890,670	△1,354,022
当期純損失 (△) (千円)	△45,191	△440,527	△1,185,519	△1,895,311	△1,355,440
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	184,429	100,000	1,958,616	100,000	100,000
発行済株式総数	11,524	14,564	19,164	19,164	19,906
普通株式	11,524	11,524	11,524	11,524	11,524
A種優先株式 (株)	—	3,040	3,040	3,040	3,040
B種優先株式	—	—	4,600	4,600	4,600
B-2種優先株式	—	—	—	—	742
純資産額 (千円)	90,187	1,153,267	3,687,082	1,801,935	1,045,665
総資産額 (千円)	976,138	2,255,456	5,562,652	3,132,611	2,695,218
1株当たり純資産額 (円)	7,256.40	△24,505.97	△80,485.52	△447.28	△600.84
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△3,924.22	△32,082.71	△79,768.51	△247.25	△175.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.6	50.7	66.1	57.1	38.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△1,875,929	△1,472,040
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△48,588	95,053
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△785,796	946,762
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	2,217,258	1,787,033
従業員数 (人)	89	119	153	202	219
(外、平均臨時雇用者数)	(20)	(19)	(26)	(52)	(36)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第12期から第16期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 第12期から第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株

式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第12期から第14期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第12期から第16期で売上が増加している一方で経常損失及び当期純損失を計上している要因は、自動車産業DX事業において広告宣伝費及び人件費の先行投資を行ったことによるものであります。また、同様の理由により、第15期及び第16期の営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
8. 第15期については、敷金の差し入れによる支出等により投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
9. 第15期については、長期借入金の返済による支出等により財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
10. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
11. 当社は、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（△）の算定における期末株式数及び期中平均株式数には種類株式を含めております。
12. 第13期から第16期の1株当たり純資産額の算定に当たっては、種類株式に対する残余財産配分額及び新株予約権を控除して算定しているため、1株当たり純資産額がマイナスとなっております。
13. 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
14. 第12期から第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、第15期から第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第12期から第14期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
15. 当社は、ホリゾンタルDX事業及び自動車産業DXを報告セグメントとしており、報告セグメントごとの売上高の推移は以下のとおりになります。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,284,868	1,484,407	2,125,541	2,628,556	4,139,423
うち、ホリゾンタルDX事業 (千円)	1,283,266	1,471,345	1,856,675	1,726,612	2,260,123
うち、自動車産業DX事業 (千円)	1,601	13,062	268,865	901,943	1,879,300

16. 当社は第15期の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第15期及び第16期に係る重要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。なお、第12期から第14期においても「収益認識に関する会計基準」を適用した場合の報告セグメントごとの売上高の推移は以下のとおりになります。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,197,683	1,333,654	1,717,858	2,628,556	4,139,423
うち、ホリゾンタルDX事業 (千円)	1,196,082	1,320,591	1,448,993	1,726,612	2,260,123
うち、自動車産業DX事業 (千円)	1,601	13,062	268,865	901,943	1,879,300

17. 当社は、2023年8月29日開催の取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（△）を算出しております。
18. 当社は、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
1株当たり純資産額 (円)	18.14	△61.26	△201.21	△447.28	△600.84
1株当たり当期純損失（△） (円)	△9.81	△80.21	△199.42	△247.25	△175.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は「幸せを、後世に。」のミッションの下、創業以来、DX及びマーケティングを中心にインターネットを活用した各種技術、ノウハウを蓄積し、その強みを活用して各種事業を展開してまいりました。

2010年には、デジタルマーケティング事業（現ホリゾンタルDX事業）を開始し、産業を横断して様々な企業のデジタル課題発見・解決策の提示と支援を行ってまいりました。

さらに2018年には、DX及びマーケティングの知見を活用して、自動車産業のDX化を推進する事業として、自動車産業DX事業を開始し、個人向け自動車サブスクリプションサービス「おトクにマイカー 定額カルモくん」をリリースし、2019年には販売対象を中古車まで広げました。

当社の設立から現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

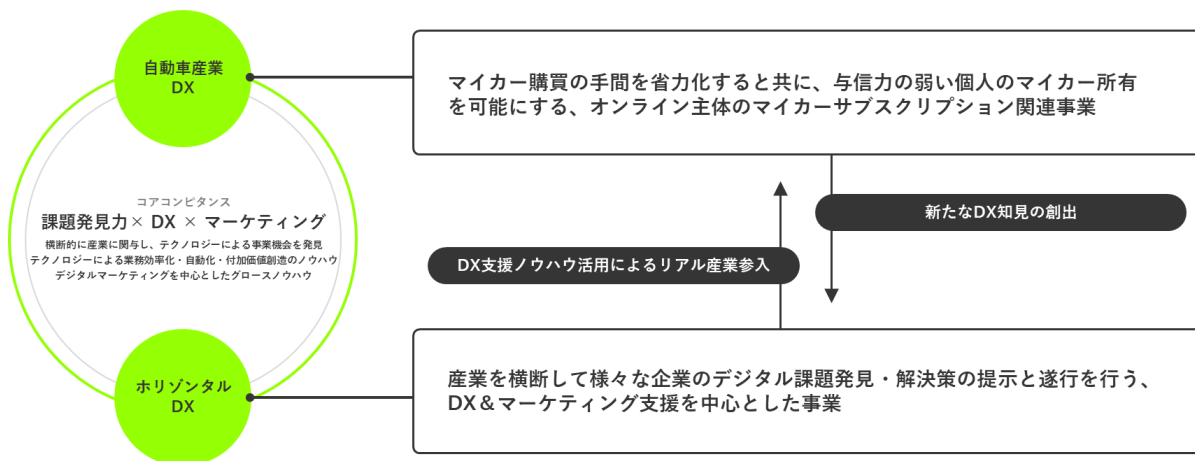
2007年 1 月	代表取締役社長の高橋飛翔が、東京都豊島区東池袋に、インターネットを利用したサービス提供を目的として、VOLARE株式会社（現ナイル株式会社）を設立
2008年 6 月	本社オフィスを東京都豊島区北大塚に拡張移転
2010年 6 月	デジタルマーケティング事業（現ホリゾンタルDX事業）を開始
2011年 5 月	ヴォラーレ株式会社に商号変更
2012年 8 月	メディアテクノロジー事業（現ホリゾンタルDX事業）を開始 アプリレビューサイト「Appliv」をリリース
2013年11月	本社オフィスを東京都品川区東五反田に拡張移転
2014年12月	スマートフォンユーザー向け情報サイト「Appliv TOPICS」をリリース
2015年 8 月	ナイル株式会社に商号変更
2017年12月	オリックス自動車株式会社と業務提携
2018年 1 月	自動車産業DX事業を開始 個人向け自動車サブスクリプションサービス「おトクにマイカー 定額カルモくん」をリリース
2019年 6 月	広告運用サービス「ピタッとROAS（現NYLE TRIDE）」をリリース
2019年12月	「おトクにマイカー 定額カルモくん」中古車版をリリース

3【事業の内容】

当社は「幸せを、後世に。」のミッションの下、社会に根付く事業作りを通じ、時代を超えて人々の幸せに貢献します。また、豊かで幸せな未来を次の世代に紡いでいくため、ビジョンを「日本を変革する矢」とし、絶え間なき自己変革を繰り返しながら、日本を良くするための事業に挑戦し、日本のDX課題を解決する「産業DXカンパニー」として、各種事業を展開しております。

創業以来、当社はDX及びマーケティングを中心にインターネットを活用した各種技術、ノウハウを蓄積し、その強みを活用して、「ホリゾンタルDX事業」及び「自動車産業DX事業」を運営しております。今後も様々な領域で画期的な事業を生み出し続ける「事業家集団」として、デジタルマーケティングの知見を駆使した事業作りを続け、社会をより良く変えていくべく、取り組んでまいります。

なお、「ホリゾンタルDX事業」及び「自動車産業DX事業」の2事業は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げる当社のセグメントの区分になります。「ホリゾンタルDX事業」及び「自動車産業DX事業」の事業内容等は以下のとおりです。



(1) ホリゾンタルDX事業

社会構造の変化や、消費活動の多様化に伴い、企業におけるマーケティング活動は高度化、複雑化しており、企業においてはDX・マーケティング戦略の迷走や進行の遅延、業務効率化、広告効果の最大化、良質な広告出稿先の確保等のDX課題が生じており、それらに即したマーケティング施策を実行することが重要な経営課題になってきています。

当事業では、創業以来培ってきたDXやマーケティングを中心とするインターネットを活用した技術・ノウハウを強みにして、顧客企業に対するコンサルティングサービスを主軸としつつ、生成AIによる業務自動化支援、メディア開発・運営及びデジタル広告に関するソリューション提供を通じた事業支援を行っております。



①DX&マーケティング事業

DX&マーケティング事業では、インターネットを活用した顧客企業の売上成長・利益成長支援を行っております。具体的には、デジタル戦略コンサルティングによる顧客企業の課題特定と課題解決策としてのDX・マーケティングに関するコンサルティングや実行支援、メディア開発・運営支援、コンテンツマーケティング支援、ユーザー解析に基づくWebサイト改善コンサルティング支援、生成AIによる業務自動化支援等、顧客企業のニーズに応じインターネットを活用した様々なソリューションを提供しております。これらに加え、顧客企業のニーズに応じた提供メニューの拡充を継続的に行うことで、模倣難易度の高い事業構築を進めております。当社のコンサルティング実績は、2023年12月期第3四半期累計期間の取引実績で160社に及ぶとともに、顧客継続率は約90%（注1）となっており、顧客企業との円滑な関係構築による安定収益基盤を構築しております。

また、当事業における幅広い業種業態の顧客企業に対する事業成長のためのDX・マーケティング/課題把握と課題解決策特定の知見は、新規事業の創出のみならず、他事業・領域における事業成長力や収益力向上に向けた取り組みにもつながっております。具体的には、自動車産業DX事業における各ステークホルダーとの業務オペレーションのDX化、AIを活用した効率化・自動化、エンドユーザー集客におけるインターネット活用やメディア&ソリューション事業におけるアプリ情報サイト「Appliv」のユーザー集客の効率化などは、当事業から派生する技術・ノウハウに基づくものとなっております。

②メディア&ソリューション事業

メディア&ソリューション事業では、主に複数のメディアの開発・運営及びデジタル広告に関するソリューション提供を通じ、顧客の事業成長支援を行っております。

当事業は、DX&マーケティング事業の技術・ノウハウを活用し、メディア開発・運営を通じた顧客の事業成長を支援する事業として、2012年に開始いたしました。6万件を超える（2023年9月末時点）スマートフォンアプリ情報を掲載する国内有数メディア「Appliv」（注2）、スマートフォンユーザー向けに役立つライフスタイル情報を豊富に掲載するメディア「Appliv TOPICS」（注2）、アプリを運営する事業者向けのデジタル広告ソリューション「NYLE TRIDE」（注3）などを通じて顧客の事業成長を幅広く支援しております。当社の運営するメディア群の月間ユーザー数は約760万人（2023年9月末時点）となります。

- （注）1. ある月の6ヶ月前以前に取引のあった顧客の数を顧客数とし、また、そのうち当該月以前6ヶ月間において取引がない顧客の数を解約数として顧客数及び解約数を各月毎に計算のうえ、過去12ヶ月における顧客数の合計（延べ数）から同期間における解約数の合計（延べ数）を控除した数を当該顧客数の合計（延べ数）で除して算出した比率になります。
2. Appliv及びAppliv TOPICSは、スマートフォンアプリ情報又はスマートフォンユーザー向けに役立つライフスタイル情報を掲載するメディアとなります。顧客企業の広告を掲載し、アプリのマーケティング支援（主にはメディア経由によるインストール報酬もしくはクリック報酬による）やその他顧客商品・サービスの販促支援を行うことで収益を計上しております。
3. NYLE TRIDEは、顧客企業のデジタル広告の配信にあたり、連携した媒体への一括配信による工数削減と厳格な基準に基づくアドフラウド（無効な表示やクリックによって広告費用に対する成約件数や効果を不正に水増しする広告不正のこと）被害の最小化を提供することで広告効率を最大化することができるサービスです。当社は、顧客企業の広告配信における成果報酬条件とアドフラウド除外条件の調整及び各種媒体とのアドフラウド除外条件の折衝を通じた粗利を手数料として取得します。当事業の運営は、顧客企業の広告運用効果を最大化に貢献するとともに、当社技術・ノウハウの向上にも寄与しております。

(2)自動車産業DX事業

自動車産業DX事業は、DX及びマーケティングの知見を活用して、自動車産業のDX化を推進する事業として、2018年に立ち上げた事業です。当事業では、「おトクにマイカー 定額カルモくん」の事業運営を主軸として、個人向けに日系メーカー全車種（注1）の新車及び中古車を取り扱っており、頭金やボーナス払なしで月1万円台からマイカーを利用できるサブスクリプションサービスを提供しています。

従来、個人が自動車を購入する際には、ディーラーや自動車販売店の店舗を訪問する必要がありました。また、ディーラーや自動車販売店が取り扱うローンやリースなどの金融商品は、各社の提携ファイナンス会社が提供するケースが多く、与信の弱い個人は自動車金融商品（注2）を活用できない場合があります。

当事業では、個人の車購入におけるプロセスをDX化することで、マイカー購買の手間暇を省力化するとともに、与信の弱い個人に対する自動車金融商品の提供可能性を模索することで、自動車領域における金融包摂サービスの提供を進めており、新車・中古車の販売市場における新たな市場創出に取り組んでおります。

当社が提供する「おトクにマイカー 定額カルモくん」のビジネスモデル上の特徴は、以下のとおりです。

①自動車購入プロセスのデジタル化により実現した効率性の高い事業運営

当事業ではマイカーのサブスクリプションに関して、車探しから料金シミュレーション、申込といった諸手続を24時間オンラインで受け付けております。また、納車についても顧客の自宅まで配送するというオペレーションを構築しており、実店舗に一度も来店する必要がなくマイカー利用を開始することが可能です。加えて、エンドユーザー、提携金融事業者、ディーラー、陸送事業者、損害保険事業者などのステークホルダーとの業務プロセスをDX化することで、エンドユーザーに向けた自動車購入プロセスのUI（注3）/UX（注4）の利便性を高めるとともに、実店舗を持たず効率性の高い事業運営を行っております。

自動車の購入プロセスに関わる実務をDX化



②車両在庫を持たないアセットライトなビジネスモデルの構築

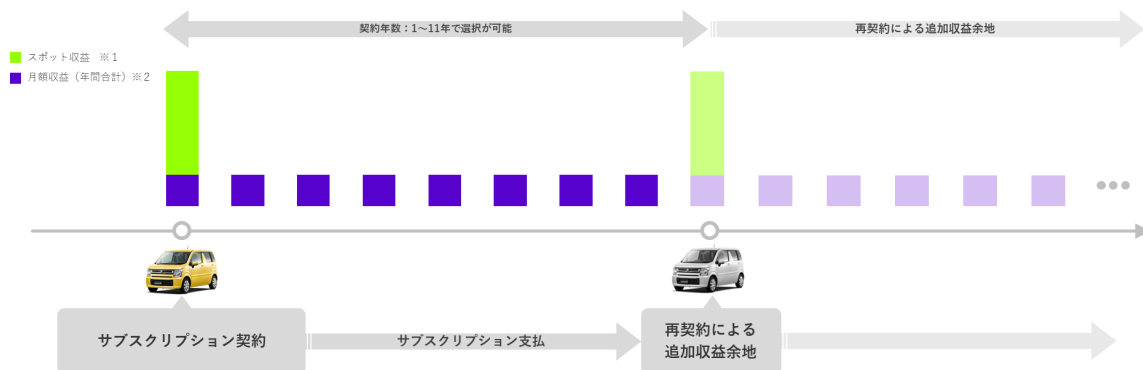
上記のとおり、当事業においては、マイカーのサブスクリプションに伴うリース車両については、リース期間にわたり、提携金融事業者が保有するため、中古車リースの一部のスキーム（注5）を除き、当社は原則として車両在庫を持たないアセットライトなビジネスモデルを構築しております。

③契約獲得に伴うスポット収益と、契約期間中に計上される月額収益

「おトクにマイカー 定額カルモくん」では、車両本体に加えてマイカーの利用中に発生する維持管理コスト等も含めて月額定額のサブスクリプションとするオプションなどを提供しており、顧客（注6）のニーズに沿ったプラン設計を行うことが可能です。

当事業では、当社が提携する金融事業者と顧客間におけるリース契約の獲得を仲介することで、提携金融事業者からの初期紹介手数料として納車時にスポット収益を計上いたします。また、当社が提携する金融事業者とリース契約を締結したリース車両について、整備費用等のメンテナンスサービスを中心としたオプションをリース期間にわたり提供しており、顧客からその対価として定額の月額料金を受領しております。リース料金相当分は、当社が顧客から収納して提携金融事業者に分配しております。中古車リースの一部のスキームは、顧客からの契約申込に基づき、当社にてその中古車を一度仕入れて、提携金融事業者に車両を売却するため、車両売買収益も発生いたします。

結果として、当事業においてはスポット収益（初期紹介手数料及び車両売買収益）により早期に顧客獲得コストを回収しながら、顧客からの月額収益を受け取ることで、安定的な収益を計上できるビジネスモデルが形成されています。なお、2023年12月期第3四半期累計期間の平均カスタマーチャーンレート（注7）は0.21%と低水準を維持しており、契約から生じる収益は長期にわたり安定的に生じることが期待されます。加えて、契約満期後に改めて当社サービスを再契約したいとの意向を持つ顧客がおり、契約満了後の再契約による追加収益を加味すると、当事業は長期的な時間軸の中で収益を計上していくとの予測を当社は持っております。2023年12月期第3四半期累計期間の新規顧客との平均契約期間は8.7年、顧客から受領する収益のうち当社に帰属する平均月額料金は5,086円となっております。2023年12月期第3四半期会計期間末時点において確保されている契約残高（注8）は、54億円になります。



本スライドは、自動車サブスクリプション契約の平均的な1台当たりの収益について示したイメージ図です。

※1: スポット収益は、初期紹介手数料及び車両売買収益で構成されており、顧客のサブスクリプション契約締結により、提携金融事業者から收受しております。
 ※2: 月額収益は、メンテナンスサービスを中心としたオプションをリース期間にわたり提供しており、顧客からその対価として定額の月額料金を受領しております。

④与信の弱い個人に向けた与信枠拡大の取り組み

当社の自動車産業DX事業の顧客に対する与信判断は提携金融事業者にて行われておりますが、提携金融事業者と共に与信の弱い個人に向けた与信枠拡大の取り組みを行い、自動車金融商品を活用できない方々に向けたサービス開発を推進しております。

⑤一般的には自動車メーカー系ファイナンス会社に取り扱っていない最長11年・月額が安価なサブスクリプションプランを提供

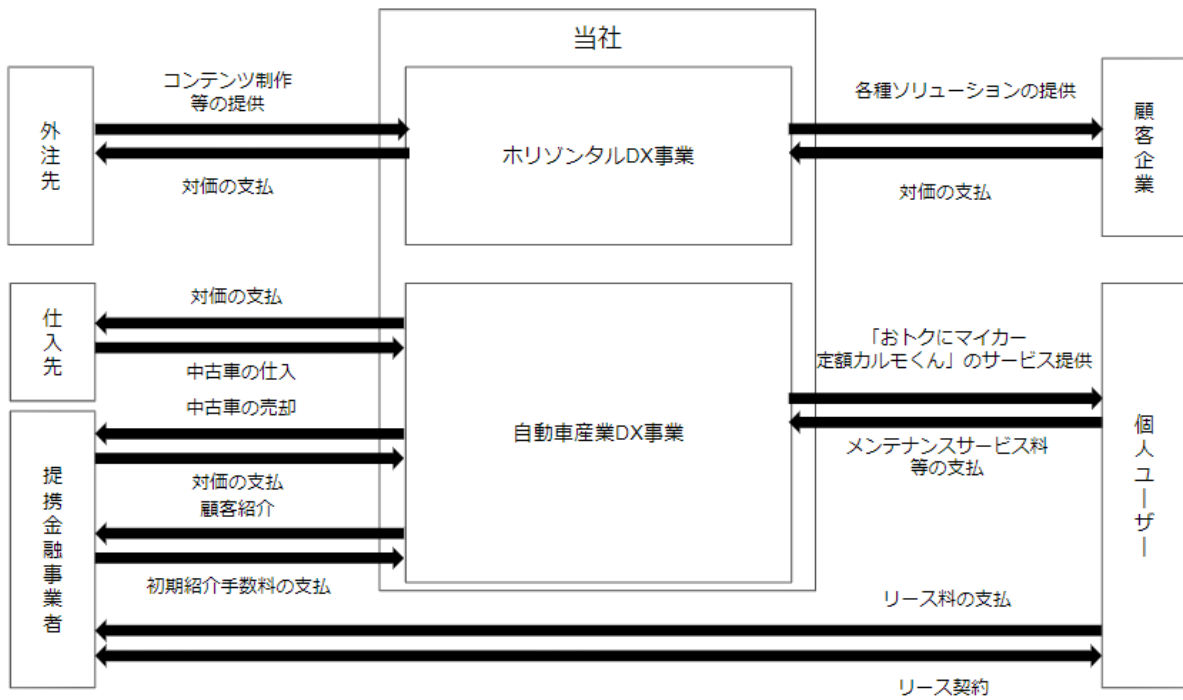
3～5年の契約期間のローン商品を主体とする自動車メーカー系ファイナンス会社が多い中、日本人の平均新車保有期間は約9年（注9）となっております。長期にわたり1台の車に乗り続ける消費活動が一般的であることに加え、月額リース料が安価となる長期のカーリース契約には需要があります。そこで、当社は比較的契約期間の短いプランのみならず、最長11年の長期のプランまでのラインナップを用意して、様々な顧客のニーズに対応しております。

当事業は、マイカーのサブスクリプション市場を含む個人向け自動車金融市場の持つ広大なTAM（注10）に加え、当社が培ってきたDX及びマーケティングの技術・ノウハウの活用によるオペレーション合理化、顧客からの認知度向上及びマーケティングコストの最適化により、2018年のサービス開始以降、契約件数は増加しております。2023年12月期第3四半期累計期間において契約価値粗利（CV）（注11）は平均662千円となり、契約獲得に係る広告宣伝費に対するROI（注12）は平均2.3倍、対CPA（注13）におけるペイバックピリオド（注14）は13ヶ月となっております。その結果、延べ契約件数（注15）は、2023年9月末時点において14,018台となっております。

- （注）
1. 一部貨物車、商用車は取り扱っておりません。
 2. 自動車金融商品とは、リースや残価設定ローン、マイカーローン、割賦販売による自動車の購入のための金融商品を指します。
 3. UIとはUser Interfaceの略で、ユーザーとサービスとの接点となるソフトウェアの操作画面などを指します。
 4. UXとはUser Experienceの略で、ユーザーがサービスの使用で得られる体験を指します。
 5. 中古車リースの一部のスキームは、当社にて車両仕入れを行い、顧客との契約が決まった際に提携金融事業者に売却するスキームになっており、提携金融事業者への売却までの期間は当社の車両在庫になります。なお、人気車種を事前に当社にて仕入れを行う場合と顧客からの契約申込に基づき、車両を仕入れる場合がありますが、大半は顧客からの契約申込に基づく車両仕入であり、一時的な在庫として所有するものであります。
 6. 2018年3月から2023年9月における当社の顧客属性は、8割強が7年以上の長期契約を選択しており、全国に分布しております。
 7. カスタマーチャーンレートは、解約件数を延べ契約件数から過去の解約件数を除いた契約件数で除して算出しております。
 8. 契約残高とは、顧客との契約に基づき、顧客に対し、当社が負うメンテナンスサービスを中心としたオプションに関する残存履行義務の残高になります。
 9. 出所：内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査（2023年3月）」
 10. TAMとは、「Total Available Market」の略で、「ある市場で獲得できる可能性のある最大の市場規模」のことです。
 11. 契約価値粗利（CV）は、スポット収益の平均粗利に、平均月額収益×12ヶ月に平均契約年数を乗じた金額からメンテナンス原価を減算した金額を加算して算出しております。なお、CVとはContract Valueの略であります。
 12. ROIとは、「Return On Investment」の略で、日本語では「投資収益率」や「投資利益率」と呼ばれています。当社では契約価値粗利（CV）を契約1件を獲得するために要した広告宣伝費の平均額で除して算出しております。
 13. CPAとは、「Cost Per Acquisition」又は「Cost Per Action」の略で、「顧客獲得単価」のことです。顧客や成果を獲得するために、1人当たりにかかった費用を指し、当社では契約1件を獲得するために要した広告宣伝費の平均額で算出しております。
 14. ペイバックピリオドとは、顧客獲得コストを回収して利益を生み出すまでの期間のことです。当社ではCPAからスポット収益を減算した数字を平均月額収益で除して算出しております。
 15. 延べ契約件数とは、過去累計で獲得した契約件数であり、解約や満了を含んだ件数です。

[事業系統図]

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
235 (29)	35.8	2.7	6,079

セグメントの名称	従業員数（人）
ホリゾンタルDX事業	102 (22)
自動車産業DX事業	89 (6)
報告セグメント計	191 (28)
全社（共通）	44 (1)
合計	235 (29)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業セグメントに区分できない部門及び管理部門に所属しているものです。
4. 最近1年間に於いて、従業員数が15名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものです。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営方針

当社は「幸せを、後世に。」のミッションの下、社会に根付く事業作りを通じ、時代を超えて人々の幸せに貢献します。また、豊かで幸せな未来を次の世代に紡いでいくため、ビジョンを「日本を変革する矢」とし、絶え間なき自己変革を繰り返しながら、日本を良くするための事業に挑戦し、日本のDX課題を解決する「産業DXカンパニー」として、各種事業を展開しております。

(2) 経営環境及び経営戦略

創業以来、当社はDX及びマーケティングを中心にインターネットを活用した各種技術、ノウハウを蓄積し、その強みを活用して、「ホリゾンタルDX事業」及び「自動車産業DX事業」を運営しており、16期連続で増収を達成しております。

自動車産業においては、EVシフトをはじめとする巨大な構造変化の波が押し寄せており、また、個人による自動車保有の手段も多様化しており、オンラインでの車購入は相対的に市場全体に対する比率を高めていくことが予想されます。なお、国内の自動車販売市場においては年間の販売台数約625万台（注1）、市場規模は約17兆円（注2、3）が見込まれるなど大きな市場となっております。

また、国内DX市場においては、社会構造の変化やインターネットの普及に根ざした消費活動の多様化に伴い、市場規模は約2.7兆円（注4）まで成長しており、あらゆる企業においてDX推進をはじめとしたインターネットを活用した事業成長への投資活動は重要な経営課題となっています。

こうした環境下において、当社の自動車産業DX事業及びホリゾンタルDX事業は、全体観として巨大かつ長期的な事業的追い風の中で事業を運営しております。2020年12月期から2022年12月期における売上高のCAGR（注5）は55%（ホリゾンタルDX事業は25%、自動車産業DX事業は164%）となっており、今後も事業規模の成長が見込まれるものと思料いたします。

引き続き、当社はホリゾンタルDX事業を通じて様々な産業や事業者の課題を探索・発見し、解決を支援していくと共に、自動車産業DX事業を始めとした特定産業を深掘りするパーティカルなDX事業を開発していくことで、日本のDX前進に貢献してまいります。

こうした前提に立脚した上で、各事業について当社の経営戦略は以下となります。

①ホリゾンタルDX事業

当事業は、創業初期からこれまで取り組んできている事業です。「ホリゾンタルDX事業」は、創業以来培ってきたDXやデジタルマーケティングに関する技術・ノウハウを強みにして、顧客企業に対するコンサルティングサービスを主軸にしつつ、生成AIによる業務自動化支援、メディア開発・運営及びデジタル広告に関するソリューション提供を通じた事業支援を行っております。

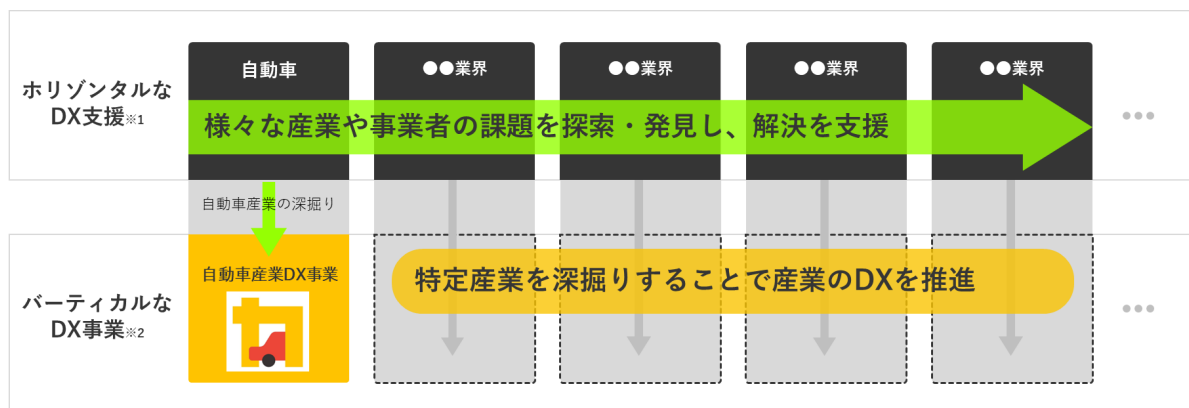
当事業においては、デジタル戦略コンサルティングによる課題把握や解決策の特定能力を磨きつつ、自社メディアの強化として取り扱うテーマの拡大やコンテンツの拡充によるアクセス数の増加を行うとともに、DX・マーケティングコンサルティングを中心に、提供する支援メニューの増強を図ることで事業の模倣困難性を高め顧客企業との強い取引関係を築いていくことを戦略に据えております。

②自動車産業DX事業

当事業は、「おトクにマイカー 定額カルモくん」の事業運営を主軸として、個人向けに幅広い車種の新車及び中古車を対象としたマイカーのサブスクリプションサービスを提供しています。

当事業においては、マイカーの新しい利用手段や購買プロセスへの需要に応えるべく、個人の車購入のプロセスをDX化しマイカー購買の手間暇を省力化しております。なお、自動車金融商品の年間利用件数が約275万台（注6）、約7.5兆円（注7）の市場規模において、与信の弱い個人に対する自動車金融商品の提供可能性を模索することで、自動車領域における金融包摂サービスの提供を進めており、新車・中古車の販売市場における新たな市場創出に取り組んでおります。

引き続き契約件数を伸ばしていくとともに、顧客のニーズに応える商品ラインナップの拡充を進めてまいります。また、相対的に与信の弱い個人に向けたサービス開発に引き続き取り組み、当事業に申込みをしたものの審査に通過しない潜在的顧客層へのサービス提供を可能とすることで、事業規模を継続的に拡大させることを戦略に据えております。これまで蓄積してきた自動車購入プロセスのDX化ノウハウは、自動車販売事業者をはじめとした自動車産業関連事業者の生産性向上にも貢献可能であるため、こうした事業者に向けたDX支援の取り組みも模索してまいります。



※1：ホリゾンタルなDX支援とは、業界を問わず水平的に様々な産業をDXの観点から支援していくことを意味します。
 ※2：パーティカルなDX事業とは、特定の産業や業界を垂直的に深掘りすることで産業のDXを推進していくことを意味します。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、より高い成長性及び収益性を確保する観点から、主な経営指標として各セグメントにおける売上高成長率、営業利益を重視しております。また、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、ホリゾンタルDX事業は、顧客継続率、契約社数（注8）、セッション単価（注9）、自動車産業DX事業は、カスタマーチャーンレート、延べ申込件数（注10）、延べ契約件数（注11）をKPIとしております。

KPIの推移

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期 第3四半期
ホリゾンタルDX事業 DX&マーケティング事業			
顧客継続率	90.65%	92.41%	90.57%
契約社数	175件	169件	160件
ホリゾンタルDX事業 メディア&ソリューション事業			
セッション単価	4.1円	5.4円	6.2円
自動車産業DX事業			
カスタマーチャーンレート	0.16%	0.21%	0.21%
延べ申込件数	9.4万件	15.6万件	20.7万件
延べ契約件数	7,179件	11,337件	14,018件

- (注) 1. 出所：一般社団法人日本自動車販売協会連合会「新車・年別販売台数（2020年）」、株式会社矢野経済研究所「2021年版 自動車アフターマーケット総覧」
2. 年間販売台数約625万台（注1）に普通乗用車、小型乗用車、軽乗用車及び中古車の平均購入価格（注3）約181万円（出所：総務省統計局「政府統計の総合窓口（2020年）」）を乗じ、自動車整備市場規模約5.6兆円（出所：株式会社矢野経済研究所「2021年版 自動車アフターマーケット総覧」）を加えて当社が推計。
3. 平均購入価格は、普通乗用車、小型乗用車、軽乗用車及び中古車それぞれの平均購入価格を年間販売台数に応じて加重平均にて推計。
 普通乗用車、小型乗用車、軽乗用車の平均購入価格及び年間販売台数（出所：総務省統計局「政府統計の総合窓口（2020年）」）
 中古車の平均購入価格及び年間販売台数（出所：株式会社矢野経済研究所「2021年版 自動車アフターマーケット総覧」）
4. 出所：株式会社富士キメラ総研『2023 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望市場編／ベンダー戦略編』まとまる（2023/3/17発表 第23032号）<https://www.fcr.co.jp/pr/23032.htm>
5. CAGRは、年平均成長率を示す指標であり、2020年12月期において「収益認識に関する会計基準」を適用した場合の売上高より計算を行っております。
6. 年間販売台数約625万台（注1）と現保有車購入方法の金融商品利用率約44%（出所：一般社団法人日本自動車工業会「2021年度乗用車市場動向調査」）を乗じて当社が推計。
7. 販売市場規模約17兆円（注2、3）と現保有車購入方法の金融商品利用率約44%（出所：一般社団法人日本自動車工業会「2021年度乗用車市場動向調査」）を乗じて当社が推計。
8. 契約社数とは、ホリゾンタルDX事業コンサルティング関連サービスについて、各期間に取引実績のあった社数です。
9. セッション単価は、1回のWebサイトアクセスから生み出される収益を示す指標です。
10. 延べ申込件数とは、過去累計で獲得した申込件数です。
11. 延べ契約件数とは、過去累計で獲得した契約件数であり、解約や満了を含んだ件数です。
12. 自動車販売市場における市場規模については、当社が外部の統計資料を基に推計したものであり、実際の市場規模と異なる可能性があります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①人材の採用と育成

当社の継続的な事業成長の実現に向けて、DXに造詣の深い多様な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を継続して進めてまいります。

②情報管理体制の強化

当社は、提供するサービスに関連して多数のユーザー企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、情報セキュリティ規程を定め、本規程に基づき情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

③規律的な投資による利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は事業拡大を目指し、広告宣伝費をはじめとした顧客獲得活動等に積極的に投資を行った結果、過年度より継続して営業損失を計上しております。

自動車産業DX事業におけるサブスクリプションサービスは、そのチャーンレートの低さから累計契約数が増加すれば収益が積みあがるストック型の事業モデルである一方で、顧客獲得費用が先行して計上される特徴があり、契約獲得にあたり赤字が先行することが想定されています。

先行投資に関しては、今後の資金繰りに支障が無いように資金調達を実施しており、当該先行投資の結果として売上も伸長しております。

サブスクリプションサービスの拡大に向けては、投資効率を測る指標として契約価値粗利（CV）と顧客獲得コストのバランスが重要な指標となるため、当社ではこれを重要指標としてモニタリングを行っています。ホリゾンタルDX事業との収支バランスにも配慮しつつ、一定の投資採算を満たした場合に規律的に投資していくことが、中長期的に利益及びキャッシュ・フローの最大化に寄与するものと考えております。

2【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上、有用であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、当社はこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載内容を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものではありません。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業運営上のリスク

①マーケティング及び自動車関連の市場について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社が事業展開するインターネット広告・アプリ広告・メディア領域等を中心とするマーケティング関連市場は拡大を続けておりますが、当社の事業の更なる発展のためには市場の更なる拡大が必要であると考えております。また、当社の自動車産業DX事業の属する自動車市場においては、消費者ニーズの多様化が加速するだけでなく、自動車販売事業者のDXによる業務プロセスの効率化、非対面販売における顧客の利便性向上の需要の高まりにより、当社の提供するサブスクリプションサービスの事業展開においても関連する市場が変化していくものと考えており、当社は自動車販売プロセスのDX化ノウハウの活用にも努めてまいります。しかしながら、当社が環境変化に適切に対応できなかった場合、又は、予期せぬ原因により関連市場の成長が鈍化した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②他社との競合や技術革新等について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社が事業展開するマーケティング関連市場では、生成AIの急速な普及スピードを鑑みても技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に速く、当社においては、関連事業の運営者がその変化に柔軟に対応するだけでなく、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制の構築、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応し、既に有する様々なノウハウや技術とともに提供可能なソリューションを増加できるよう努めております。また、当社が事業展開する自動車関連市場では、既存の事業者に加えて新興事業者や異業種からの参入も多く、当社においても競合他社との差別化や消費者動向の変化へ迅速に対応しております。しかしながら、競合参入による競争の激化や、技術革新や顧客ニーズの変化に当社が対応できない場合、又は、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多額の費用を要する場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③先行投資に係るリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の自動車産業DX事業は、開発人材及び営業人材の採用、広告宣伝活動等の先行投資を必要とする事業であり、2022年度における自動車産業DX事業の広告宣伝費は1,087,586千円となり、結果として当事業は営業損失を事業開始以降継続して計上しております。今後もより多くの顧客の獲得を目指し、営業や開発等における優秀な人材の採用・育成を計画的に行うとともに、知名度と信頼度の向上のための広報・PR活動、顧客獲得のためのマーケティングコスト投下等を効果的に進め、中長期的な売上高拡大及び収益性の向上に向けた取り組みを行っていく方針です。しかしながら、想定どおりの採用・育成が進まない場合、マーケティングPR等活動の効果が得られない場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また資金面においては、2022年度末の現金及び預金1,827,033千円に加え、2023年1月4日及び2023年1月16日開催の取締役会において、第三者割当増資によるB-2種優先株式の発行を決議し、450,107千円の資金調達を完了しております。以上により、キャッシュ・フローも確保できていると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

④外部事業者への依存に関するリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の展開する事業全般にわたって、インターネット上におけるマーケティングのソリューション提供やユーザー獲得等において、グローバルに事業展開する巨大企業が提供する検索エンジンサービスを活用しており、当該検索エンジン事業者による検索に関するアルゴリズム変更等へ対応が求められます。また、主にアプリケーシ

ョンに関連したソリューション提供やメディアの運営等において、グローバルに事業展開する大手テクノロジー企業やプラットフォーム運営事業者による運営方針の変更が生じた場合に対応が求められる場合があります。これらの外部事業者の動向に対しては常に注意を払い、適切な対応を講じてまいりますが、当社の環境変化への対応が遅れた場合、又は、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多額の費用を要する場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤当社の事業提携先との関係について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社の自動車産業DX事業は、「おトクにマイカー 定額カルモくん」を提供するために、オリックス自動車株式会社を中心とした金融事業者との事業連携等の戦略的な提携先との密な関係性を構築することにより、申込から納車にいたるまでの手順をオンライン主体で行うとともに、顧客の自宅に納車するオペレーションを構築しております。かかる提携先との良好な関係の維持に努めますが、関係性が、当社の想定どおりに顧客基盤の拡大に寄与しない場合や提携先との関係が悪化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥中古車両の確保に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の自動車産業DX事業は、中古車両の仕入れを行っております。当社では取引先との関係を密接に保つとともに効率的なオペレーションの構築を行うことにより商材の安定的な確保に努めてまいりますが、需要の急増による中古車両の不足や天災地変その他の要因により調達に重大な支障をきたした場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は中古車売買のための古物商許可（古物営業法、東京都公安委員会所管）を取得しており、これまで許可の取り消しを受けたことはありませんが、今後、欠格事由又は取消事由に該当する事実が発生し、許可取消等の事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦取引先の選定、与信のリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、取引先の選定にあたって事前の与信調査を可能な範囲で行っておりますが、通常予測し得ない何らかの事情により取引先の与信が低下し、債権回収不能等による経済的損失が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の自動車産業DX事業の顧客に対する与信判断は、提携金融事業者にて行われているため、提携金融事業者の与信判断基準が何らかの事情により変更された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧メンテナンスサービスに関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の自動車産業DX事業は、顧客に対して、整備費用等のメンテナンスサービスを中心としたオプションをリース期間にわたり提供し、顧客からその対価として定額の月額料金を受領しております。メンテナンスサービスについて整備費用の単価及び利用回数に制限を設けておりますが、整備件数の増加や整備費用の単価上昇等を原因として、整備費用等の原価が想定より著しく増加した場合には、メンテナンスサービスに関して想定していた収益性を確保することができず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨記事作成などの品質管理リスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

記事等のコンテンツ制作を行う場合は、法令遵守及び高い品質を保つため、社内マニュアルに沿った運用を通して検査を行っております。コンテンツに携わる外部委託が発生する場合も同様です。しかしながら、掲載したコンテンツに誤りや著作権法違反等が発生した場合、損害賠償請求を受けることも考えられ、その場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩インターネット接続・利用やシステムに関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社が提供するサービスは、インフラとしてのインターネットの通信環境に影響を受けており、インターネットに障害等が発生した場合や、ネットワーク事業者によるインターネット接続サービスの内容や価格の変更、法規制等の動向によって、当社が提供するサービスの質が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社はシステムトラブルの発生可能性を低減するために、安定的運用のためのシステム強化、セキュリティ強化を行っており、トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できるような体制を整えており

ます。しかしながら、システムへの一時的な過負荷や電力供給の停止、ソフトウェアの不具合、コンピュータウイルスや外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入、天災地変その他の要因によりシステムがダウンした場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪法的規制等に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

現時点では、当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制はありませんが、当社が提供するサービスは、「個人情報の保護に関する法律」、「著作権法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等の規制を受けております。今後法的規制等の改正や業界の自主ルールが整備されることなどにより、当社の事業が何らかの制約を受けることとなった場合や規制強化等の対応が求められることとなった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫訴訟に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、リスク・コンプライアンス委員会で訴訟リスクを含むリスク管理の全社的推進を行う他、契約等を進めるには法務確認が入るフローが確立されており、訴訟リスクの低減が図られております。しかしながら、後述する個人情報の不正アクセスによる情報流出、知的財産権の侵害や当初予想し得ないトラブルの発生等による訴訟リスクが考えられ、その場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬税務上の繰越欠損金

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金を上回る課税所得が発生した場合には、所定の税率に基づく法人税等の納税負担が発生するため、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭金利変動に関するリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社では、資金調達を主に銀行借入により行っており、借入金残高は減少しておりますが、金利変動リスクがあります。金利上昇によるコストの増加を事業活動において吸収できない場合は、財政状態及び経営成績に影響を与える場合があります。

⑮風評被害に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

法令遵守違反などの不適切な行為が発覚した場合は、速やかに適切な対応を図ってまいります。当社に対する悪質な風評が、マスコミ報道やインターネット上の書き込み等により発生・流布し、また商号等を騙った詐欺又は詐欺的行為が発生した場合は、それが正確な事実に基づくものであるか否かにかかわらず、当社の社会的信用が毀損し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。当社では、サービスの質の向上に努めるとともに定期的にインターネット上の風評を調査し、これらの風評の早期発見及び影響の極小化に努めております。

(2) 会社組織に関するリスク

①内部管理体制に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実を重要な経営課題と認識しており、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制の充実を図っていく方針です。しかしながら、当社の急速な事業展開及び会社規模の拡大に内部管理体制の整備が追いつかなかった場合には、業務運営に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②人材の採用・育成に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社が、今後とも企業規模を拡大していくためには、当社のミッション、ビジョン、バリューに共感し、当社のカルチャーに適合する高い意欲を持った優秀な人材を確保することが必要不可欠です。当社は、会社規模拡大やサービス向上に必要な優秀な人材の確保のため、今後も必要に応じて採用活動を行っていく予定ではありますが、人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、優秀な人材が十分に獲得できなかった場合には、当社の

事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

入社後には入社時研修や人事によるオンボーディングプロセスのサポート、現場OJTを通して、早期に本人のパフォーマンスを最大限に活かして活躍できるよう対応しておりますが、採用時にミスマッチが発生し、育成スピードが期待に満たない場合には、活躍できるまでに時間を要したり、場合によっては本人判断で離職してしまうことがあります。その場合、増員によって期待された事業成長が一時的に減速し、生産性が低下する可能性があります。

また、社内での継続的な成長支援や将来に向けてのキャリア開発支援についてもさまざまな施策を行い注力しておりますが、市場トレンドの変化が早く、人材の流動性も非常に高い業界でもあることから、長く在籍し活躍している社員が、新たな環境・新たなチャレンジの機会を求めて離職してしまうことで一時的に業績や生産性に悪影響が出る可能性があります。

③特定人物への依存に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の代表取締役社長である高橋飛翔は、当社設立以来当社の事業に深く関与し、マーケティング全般に関する豊富な知識と経験を有しており、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っております。当社は、特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、高橋飛翔に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により高橋飛翔の当社における業務執行が困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④個人情報を含む顧客情報等の管理体制に関するリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、自社事業において会員等の個人情報（氏名、メールアドレス、住所等）を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。当社では、個人情報及び顧客の企業情報等の管理について、法令を遵守し、アクセス権限設定、従業員の行動管理等、情報の取扱いには細心の注意を払い、最大限の取組みを行っております。しかし、万一、外部からの不正アクセスやオペレーションミスなどにより情報の外部流出が発生した場合には、当社に対して損害賠償請求がなされ、また訴訟等により、社会的信用を失う可能性があります、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤知的財産権の管理に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は、第三者に対する知的財産権を侵害することがないように常に細心の注意を払って事業活動を行っております。現在までのところ、当社の認識する限り、第三者の知的財産権を侵害したこと及び侵害を理由とした損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後当社の調査・確認漏れ、不測の事態の発生等により、第三者の知的財産権に抵触する等の理由から、損害賠償請求や使用差止請求等を受けるような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)その他のリスク

①調達資金の使途について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

上場時の公募増資等により調達した資金の使途については、十分な検討を重ねた上で主に専門性の高い優秀な人材の確保に係る採用費及び人件費、主に自動車産業DX事業における新規顧客獲得のための広告宣伝費に充当する予定です。

しかしながら、急激な経営環境に柔軟に対応するため、計画以外の目的で使用する可能性もあります。その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性があります。

②配当政策

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は創業以来配当を実施しておらず、当面は内部留保による財務体質の強化及び将来の事業展開のための投資に充当することにより、更なる事業拡大を目指すことが、株主に対する利益還元につながると考えております。中長期的には株主への利益還元については、重要な経営課題として捉え、財政状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施を検討してまいります。利益計画が当社の想定どおりに進捗せず、今後安定的に利益を計上できない状態が続いた場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

③新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

発生可能性：高、発生可能性のある時期：1年以内、影響度：小

当社は、当社の役員、従業員、外部協力者に対して新株予約権を付与しており、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は820,000株であり、発行済株式総数8,185,200株の10.0%に相当しております。

今後もストック・オプションとしての新株予約権を付与する可能性があります。これら既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

④ベンチャーキャピタル等の株式所有割合

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）の本書提出日現在における当社株式の所有割合は27.5%であります。当社株式の株価推移によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが一時的に損なわれ、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

⑤M&A及び資本業務提携

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、成長戦略の一つとして、既存事業の関連分野におけるM&Aや資本業務提携について検討しております。現時点で、業績に影響を及ぼすM&A等の計画がないことからリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、今後M&A等が実施され、その後における事業環境の急速な悪化や想定外の事態の発生等により、取得した事業の損益が当初の目標どおりに推移しない可能性、のれんの減損が必要になる等、特別損失の計上により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥自然災害等のリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業の遂行は、インターネットや第三者が提供するクラウドサーバー等に依存しています。当社では、定期的なデータのバックアップ、システムの稼働状況の常時監視等により、自然災害等による事業への障害発生を事前に防止し又は回避するよう努めておりますが、地震、火山、台風、大雨、大雪、火災、洪水等の自然災害、事故、人為的なミス等が発生した場合には、インフラの使用不能又はソリューションの開発及び改良の遅延や中断が生じること等により、事業を継続することができない等の支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦新型コロナウイルス感染症の影響について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、リモートワークの積極的な活用等、従業員の安全と健康を最優先に考えた感染防止を徹底するとともに、企業活動の運営を両立させていくことに取り組んでおります。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されましたが、再度感染が拡大する可能性もあり、これにより、経済情勢が悪化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。その場合においても、当社は、市場や顧客動向を注視し、適切に対処してまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

① 経営成績の状況

第16期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度における日本経済におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ウィズコロナを念頭においての行動制限緩和や経済活動の正常化に向けた取り組みにより、企業収益や個人消費においては持ち直しの動きも見られました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の影響による資源価格の高騰、また歴史的な円安を要因とした物価上昇は消費マインドに影響を与えており、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社が手掛ける事業は全体として堅調に推移し、全社として大幅な増収と赤字幅の縮小を実現しました。ホリゾンタルDX事業については、DX&マーケティング事業は体制拡充と受注の進捗により売上・利益ともに堅調に推移するとともに、メディア&ソリューション事業については運営する一部メディアのトラフィックが低下傾向にあった中で、広告運用サービスの売上が大幅に伸長することで、事業全体としては着実に成長いたしました。また、自動車産業DX事業については、半導体不足に伴う新車市場の低迷に機動的に対応して、中古車契約に注力するとともに、新車・中古車のサブスクリプション契約締結に伴う初期報酬の向上や、広告宣伝費の抑制的なコントロールを通じた採算性の向上を実現し、結果として売上の大幅な成長と赤字幅の縮小を実現しました。その結果、当事業年度における売上高は4,139,423千円（前年度比57.5%増）、営業損失は1,336,839千円（前年度は1,865,842千円の営業損失）、経常損失は1,354,022千円（前年度は1,890,670千円の経常損失）、当期純損失は1,355,440千円（前年度は1,895,311千円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. ホリゾンタルDX事業

ホリゾンタルDX事業は、創業以来培ってきたDXやデジタルマーケティングに関する技術・ノウハウを強みにして、顧客企業に対するコンサルティングサービスを主軸にしつつ、生成AIによる業務自動化支援、メディア開発・運営及びデジタル広告に関するソリューション提供を通じた事業支援を行っているDX&マーケティング事業と、アプリレビューサイト「Appliv」やスマートフォンユーザー向けに役立つ情報をお届けする「Appliv TOPICS」などの情報メディア運営や、デジタル広告ソリューション「NYLE TRIDE」の提供を中心としたメディア&ソリューション事業から構成されています。

当事業年度においては、DX&マーケティング事業において、既存顧客に対するアップセルが順調に拡大を続けたことを主な要因として、受注は堅調に拡大しました。また、コンテンツ体制の拡充を中心とした採用計画が予定どおりに進捗したことで、当領域全体としてのサービス提供体制は順調に拡大しました。その結果、受注の増加とサービス提供体制の拡充がバランス良く進捗したことにより、売上・利益ともに堅調に推移しました。

また、メディア&ソリューション事業においては、主に「Appliv」において売上成長が停滞した一方、「Appliv TOPICS」においては、当社メディア経由でサービスサイト等に送客した後、会員登録をした会員から発生する売上に対して報酬が何度でも継続して計上される継続報酬型の案件の強化により、売上が堅調に成長しました。また「NYLE TRIDE」においては、既存取引先との広告の取扱高の増加と新規取引先の開拓成功により売上は大幅に伸長し、事業全体としては好調に推移しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は2,260,123千円（前年度比30.9%増）、セグメント利益は394,825千円（前年度比48.0%増）となりました。

b. 自動車産業DX事業

自動車産業DX事業は、DX及びマーケティングの知見を活用して、自動車産業のDX化を推進する事業として、2018年に立ち上げた事業です。当事業では、「おトクにマイカー 定額カルモくん」の事業運営を主軸として、個人向けに様々な車種の新車及び中古車を対象としたマイカーのサブスクリプションサービスを提供しています。当事業では、個人の車購入におけるプロセスをDX化することで、マイカー購買の手間暇を省力化するとともに、与信の弱い個人に対する自動車金融商品の提供可能性を模索することで、自動車領域における金融包摂サービスの提供を進めており、新車・中古車の販売市場における新たな市場創出に取り組んでおります。

当事業年度においては、事業計画どおり、ユーザー基盤の更なる拡大のために広告宣伝や人材採用等の先行投資を行ったことにより、延べ契約件数は11,337台となり、平均契約期間は8.7年となり、締結済みの長期契約に基づく契約残高も47億円を超えるなど、順調に事業規模を拡大しております。当事業においては、広告宣伝費等の顧客獲得活動にかかる費用が一時点で発生する一方、獲得された長期契約から生じる収益は契約期間

にわたって計上されることから、拡大期においては費用が先行する構造にありますが、長期的な採算性を考慮して安定的な収益基盤構築に取り組んでおります。また、半導体不足に伴う、新車生産数が伸びない影響を受けましたが、中古車契約に注力したことにより売上は大幅に伸びました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は1,879,300千円（前年度比108.4%増）、セグメント損失は1,358,884千円（前年度は1,828,228千円のセグメント損失）となりました。

第17期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和に伴い、インバウンド需要が回復するなど、景気の持ち直しが期待される一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化を背景とする資源価格の高騰や、円安進行によるインフレ懸念の高まり、欧米各国の金融引き締めによる世界的な景気後退懸念など、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況において、当第3四半期累計期間の売上高は3,960,535千円、営業損失は499,456千円、経常損失は528,235千円、四半期純損失は530,555千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. ホリゾンタルDX事業

当第3四半期累計期間においては、新規顧客の問い合わせ数が前年同期比で22%増加し、商談件数が堅調に推移しております。また既存顧客に対するアップセルが積み上がることにより、新規・既存顧客の顧客単価が前年同期比で15%増加した結果、受注額は前年同期比で60%増加しており、顧客需要が旺盛な状況となっております。また情報メディアにおいて、メディアにて掲載するコンテンツの追加及びコンテンツの内容改善等の取り組みにより検索順位の改善が図られており堅調に推移しております。

この結果、当事業の業績は、売上高は2,033,421千円、セグメント利益は544,125千円となりました。

b. 自動車産業DX事業

当第3四半期累計期間においては、新車の半導体不足による新車納期の長期化については緩和されてきているものの、納期が明確な中古車ニーズが堅調に推移しております。当社では、ユーザー基盤の更なる拡大のため、新車・中古車の双方に注力し、広告宣伝費の先行投資を行っており、2023年12月期第3四半期までの延べ契約件数は14,018台に達しており、前年同期比34.5%増加と堅調に成長しております。

この結果、当事業の業績は、売上高は1,927,114千円、セグメント損失は761,556千円となりました。

②財政状態に関する状況

第16期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は2,504,829千円となり、前事業年度末に比べ411,924千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が470,226千円減少したことによるものです。固定資産は190,388千円となり、前事業年度末に比べ25,470千円減少いたしました。これは主に、有形固定資産が12,175千円減少、敷金及び保証金が13,881千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は2,695,218千円となり、前事業年度末に比べ437,393千円減少いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は862,591千円となり、前事業年度末に比べ40,286千円減少いたしました。これは主に、契約負債が59,320千円増加、未払金が120,123千円減少、未払費用が10,855千円増加したことによるものであります。

固定負債は786,961千円となり、前事業年度末に比べ359,162千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,649,552千円となり、前事業年度末に比べ318,876千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産は1,045,665千円となり、前事業年度末に比べ756,269千円減少いたしました。これは主に、当期純損失の計上により利益剰余金が263,997千円減少したほか、資本剰余金が491,837千円減少したことによるものであります。なお、当事業年度において減資及び欠損填補の手続を行ったことにより、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の間で組み替えを行っております。

この結果、自己資本比率は38.3%（前事業年度末は57.1%）となりました。

第17期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産は2,672,751千円であり、前事業年度末に比べ167,922千円増加いたしました。売掛金及び契約資産が153,297千円増加したことが主な要因であります。

当第3四半期会計期間末における固定資産は203,174千円であり、前事業年度末に比べ12,786千円増加いたしました。投資その他の資産が14,781千円増加したことが主な要因であります。

この結果、総資産は2,875,926千円となり、前事業年度末に比べ180,708千円増加いたしました。

（負債）

当第3四半期会計期間末における流動負債は999,485千円であり、前事業年度末に比べ136,894千円増加いたしました。未払法人税等が23,884千円増加したことが主な要因であります。

当第3四半期会計期間末における固定負債は912,670千円であり、前事業年度末に比べ125,709千円増加いたしました。長期借入金が125,709千円増加したことが要因であります。

この結果、負債合計は1,912,155千円となり、前事業年度末に比べ262,603千円増加いたしました。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産は963,770千円であり、前事業年度末に比べ81,895千円減少いたしました。新株の発行により資本金及び資本剰余金が450,107千円増加し、四半期純損失を計上したことにより利益剰余金が530,555千円減少したことが主な要因であります。

この結果、自己資本比率は33.1%（前事業年度末は38.3%）となりました。

③キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は1,787,033千円となり、前事業年度末に比べ430,224千円減少しました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,472,040千円の支出（前事業年度は1,875,929千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純損失1,353,587千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、95,053千円の収入（前事業年度は48,588千円の支出）となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入63,481千円、定期預金の払戻による収入80,001千円、定期預金の預入による支出40,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、946,762千円の収入（前事業年度は785,796千円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入700,000千円、新株の発行による収入596,463千円、長期借入金の返済による支出348,652千円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

第16期事業年度及び第17期第3四半期累計期間の受注実績は、次のとおりであります。なお、「自動車産業DX事業」は当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

セグメントの名称	第16期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)				第17期第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ホリゾンタルDX事業	1,076,421	113.6	399,956	106.8	1,324,676	690,933
自動車産業DX事業	—	—	—	—	—	—
合 計	1,076,421	113.6	399,956	106.8	1,324,676	690,933

(注) 金額は販売価格によっております。当社はセグメント間の取引についてはありません。

c. 販売実績

第16期事業年度及び第17期第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第17期第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
ホリゾンタルDX事業	2,260,123	130.9	2,033,421
自動車産業DX事業	1,879,300	208.4	1,927,114
合計	4,139,423	157.5	3,960,535

(注) 1. 最近2事業年度及び第17期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第15期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		第16期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第17期第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
オリックス自動車株式会社	337,366	12.8	1,103,996	26.7	1,215,113	30.7
昭和リース株式会社	338,667	12.9	—	—	—	—
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	338,491	12.9	—	—	—	—

2. 第16期事業年度及び第17期第3四半期累計期間の昭和リース株式会社及びGoogle Asia Pacific Pte. Ltd.に対する販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載しております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1)経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

③資本の財源及び資金の流動性

当社は、主に自動車産業DX事業において、認知度の向上及びユーザー数の拡大をすべく、積極的に広告宣伝活動を実施してまいりましたが、今後も広告宣伝投資を継続して実施する方針です。当社の資金需要の一定割合は広告宣伝投資であり、必要な資金は自己資金、金融事業者からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定であります。

④経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」をご参照ください。

⑤経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

提携契約

相手先	国名	契約内容	契約期間
オリックス自動車株式会社	日本	自動車サブスクリプションサービスにおける業務提携	2022年12月12日より2年、ただし毎年自動更新

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第16期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度において、実施した設備投資の総額は7,318千円であり、その主なものは、本社の改修によるものです。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第17期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当第3四半期累計期間において、実施した設備投資の総額は1,710千円であり、その主なものは、ソフトウェアであります。また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員 数 (人)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	車両運搬 具 (千円)	器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	ホリゾンタルDX事業 自動車産業DX事業 全社	本社事務所	9,105	—	—	4,168	13,274	218 (36)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	事務所面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都品川区)	ホリゾンタルDX事業 自動車産業DX事業 全社	本社事務所	1,329.68	89,777

3【設備の新設、除却等の計画】（2023年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	32,740,000
計	32,740,000

（注）2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会決議で定款変更が決議され、同日付でA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式を廃止した上で、普通株式の発行可能株式総数を81,852株としております。また、2023年8月29日開催の株式分割に伴う取締役会決議で定款変更が決議され、2023年9月22日付で発行可能株式総数は32,658,148株増加し、32,740,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,185,200	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	8,185,200	—	—

（注）1. 2023年9月12日付でA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式は、2023年9月12日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会において定款変更が決議され、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会において定款変更が決議され、2023年9月22日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 2023年8月29日開催の取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は8,164,737株増加し、8,185,200株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2013年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 28 当社取締役（監査等委員） 2 外部協力者 3
新株予約権の数（個）※	181[-]（注）6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 181[-]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	153,000[-]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2015年7月14日 至 2023年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 153,000[-]（注）6 資本組入額 7,650[-]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株とする。

なお、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権割当日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換を行い完全親会社になる場合、当社が当社の株式につき単元株式数の設定又は変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整する。

さらに、新株予約権割当日以降、当社が資本減少又はこれに準じる行為を原因として株式数を調整する必要を生じたときは、合理的な範囲内で、当該株式数を適切に調整する。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\begin{aligned} \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{払込金額} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式の発行をする場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。

②新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできないものとする。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定する。

⑤新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

6. 新株予約権行使期間の満了

本新株予約権は2023年7月12日付にて行使期間が満了しております。

第7回新株予約権

決議年月日	2017年12月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7（注）7 当社従業員 30（注）7
新株予約権の数（個）※	355[318]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 355[127,200]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	325,800[815]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年1月5日 至 2027年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 325,800[815]（注）6 資本組入額 162,900[408]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は400株とする。なお、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権割当日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換を行い完全親会社になる場合、当社が当社の株式につき単元株式数の設定又は変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整する。

さらに、新株予約権割当日以降、当社が資本減少又はこれに準じる行為を原因として株式数を調整する必要を生じたときは、合理的な範囲内で、当該株式数を適切に調整する。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合を含む。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\begin{aligned} \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株当たり払込金額}}{\text{既発行1株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{既発行1株当たり払込金額}}} \end{aligned}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(1)記載の資本金等増

加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職による場合はこの限りでない。
- (4) 当社の株式が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後又は日本国内の証券取引所に上場されるまで、本新株予約権の行使をすることはできない。
- (5) 本新株予約権の行使は、以下の期日以降、以下の個数を上限に行行使することができる。ただし、行使できる新株予約権の個数は小数点以下を切り捨てるものとする。

期日：権利行使可能な本新株予約権の個数

行使基準日以降：割当てを受けた本新株予約権の個数の3分の1

行使基準日より1年経過した日以降：割当てを受けた本新株予約権の個数の3分の1

行使基準日より2年経過した日以降：割当てを受けた本新株予約権の個数のすべて

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

6. 2023年8月29日付取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 従業員が退職により権利を喪失したこと及び取締役が退任後に業務委託先となったことにより、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役6名、当社従業員11名、外部協力者1名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2018年9月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2（注）7
新株予約権の数（個）※	18 [18]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 18[7,200]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	362,000[905]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年10月1日 至 2028年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 362,000[905]（注）6 資本組入額 181,000[453]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は400株とする。なお、当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 3. 4. 5. 6については、「第7回新株予約権」の（注）2. 3. 4. 5. 6. に記載のとおりです。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

第10回新株予約権

決議年月日	2019年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 1 外部協力者 1
新株予約権の数（個）※	877 [877]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 877[350, 800] （注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	420,000[1,050] （注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年10月1日 至 2029年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 420,000[1,050]（注）6 資本組入額 210,000[525]（注）3、6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は400株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{払込金額} + \text{新規発行 1株当たり 株式数} \times \text{新規発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 「第7回新株予約権」の（注）3.に記載のとおりです。

4. 新株予約権の行使の条件

（1）本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2022年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が30億円を超過した場合、又

は日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、本新株予約権を行使することができる。
なお、参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員又は社外協力者としての顧問、業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本新株予約権の内容に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 「第 7 回新株予約権」の（注） 6. に記載のとおりです。

第11回新株予約権

決議年月日	2019年10月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	（注） 1
新株予約権の数（個）※	69,000 [69,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 690[276,000] （注） 2、 7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	420,000[1,050] （注） 3、 7
新株予約権の行使期間※	自 2019年11月 1 日 至 2029年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 420,000[1,050]（注） 7 資本組入額 210,000[525]（注） 4
新株予約権の行使の条件※	（注） 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 6

※最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 当社の代表取締役社長である高橋飛翔は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、2019年10月24日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会決議に基づき、2019年10月28日付で税理士榎並慶浩を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第11回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第11回新株予約権）に対して、会社法に基づき2019年10月31日に第11回新株予約権（2019年10月24日臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会決議）を発行しております。本信託（第11回新株予約権）は、現在及び将来の当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して、将来の功績に応じて税理士榎並慶浩に付与した第11回新株予約権69,000個（1個当たり0.01株相当）を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものでもあります。第11回新株予約権の分配を受けた者は、当該第11回新株予約権の発行要項及び取扱に関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第11回新株予約権）は3つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりです。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は0.01株、提出日の前月末現在は4株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 「第10回新株予約権」の（注） 2. に記載のとおりです。

4. 「第7回新株予約権」の（注） 3. に記載のとおりです。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 本新株予約権者は、2022年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が30億円を超過し、かつ、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは 関与を行っていることが判明した場合には、本新株予約権を行使することができない。
- (7) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
6. 「第10回新株予約権」の（注） 5. に記載のとおりです。
7. 「第 7 回新株予約権」の（注） 6. に記載のとおりです。

名称	新株予約権信託（時価発行新株予約権信託）
委託者	高橋 飛翔
信託契約日	2019年10月28日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 30,000個 (A02) 24,000個 (A03) 15,000個
交付日	(A01) (1) 2023年4月最初の営業日若しくは発行会社の株式が金融商品取引所に上場した日から1年が経過した日のいずれか遅い日、又は(2) 発行会社の支配権が第三者（発行会社の親会社・関連会社を除く。）に直接的もしくは間接的に移転すること（発行会社の議決権の過半数に相当する株式の譲渡の他、発行会社の親会社の議決権の過半数に相当する株式を譲渡する場合などを含む。）が決定した日のいずれか早い日 (A02) (1) 2025年4月最初の営業日若しくは発行会社の株式が金融商品取引所に上場した日から3年が経過した日のいずれか遅い日、又は(2) 発行会社の支配権が第三者（発行会社の親会社・関連会社を除く。）に直接的もしくは間接的に移転すること（発行会社の議決権の過半数に相当する株式の譲渡の他、発行会社の親会社の議決権の過半数に相当する株式を譲渡する場合などを含む。）が決定した日のいずれか早い日 (A03) (1) 2027年4月最初の営業日若しくは発行会社の株式が金融商品取引所に上場した日から5年が経過した日のいずれか遅い日、又は(2) 発行会社の支配権が第三者（発行会社の親会社・関連会社を除く。）に直接的もしくは間接的に移転すること（発行会社の議決権の過半数に相当する株式の譲渡の他、発行会社の親会社の議決権の過半数に相当する株式を譲渡する場合などを含む。）が決定した日のいずれか早い日
信託の目的	(A01) に第11回新株予約権30,000個（1個当たり4株相当） (A02) に第11回新株予約権24,000個（1個当たり4株相当） (A03) に第11回新株予約権15,000個（1個当たり4株相当）

受益者適格要件	受益候補者が受益者となるためには、交付基準日の正午時点において、以下に定める受益者適格要件を満たす必要がある。 ①委託者・受託者又はその親族でないこと ②交付基準日時点において、受益候補者の要件を満たすこと ③受益候補者本人が存命していること 当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員のうち、当社のガイドラインに定める一定の条件を満たすものを受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第11回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、受益候補者に対する第11回新株予約権信託の配分は、信託ごとに(1)サインアップインセンティブと(2)ボーナスパッケージの2種類に分けられており、当社のガイドラインで定められたルール等に従い、評価委員会において決定される。評価委員会の構成員は、当社の人事担当取締役等1名及び社外役員2名以上によって構成されるものとし、評価委員会を構成するメンバー全員の賛成により意思決定を行う。ただし、それぞれ自らに対する交付案については議決に参加することができない。 (1)サインアップインセンティブに基づく付与 新株予約権付与の候補となる中途採用者の採用プロセスが進む都度、当該中途採用者の前職での給与水準、各社の業績向上のための貢献の期待値等を考慮し、他の中途採用者でのサインアップインセンティブの設定状況等を勘案した上で、人事担当執行役員が素案（配分案を含む。）を作成し、評価委員会に上程する。上程の都度開催される評価委員会は、人事担当執行役員が提出した素案及びその根拠資料を提出された資料とともに実質的に審議し、承認する。ただし、素案が妥当でないと認める場合には、差戻し又は修正（事後的な修正を含む。）等を行うことができる。ただし、かかる評価委員会の承認は、一次案の確定に留まるものであり、評価委員会は交付基準日までの間、一次案を変更し、新株予約権の付与対象者又は付与個数の増減を行う権限を留保するものとし、人事担当執行役員はその旨中途採用者に対して通知を行わなければならない。 (2)ボーナスパッケージに基づく付与 当社の執行役員による推薦に基づき、当社等の役職員の中から対象者をまず選定し、対象者の貢献度に関して推薦理由及び設定個数案を審議し、人事担当執行役員が最終的に素案を取りまとめ、評価委員会に上程する。交付基準日に先立つ最終の評価委員会は、人事担当執行役員が提出した素案及びその根拠資料を提出された資料とともに実質的に審議し、承認する。ただし、素案が妥当でないと認める場合には、差戻し又は数量の変更等を行うことができる。ただし、かかる評価委員会の承認は、暫定案の確定に留まるものであり、評価委員会は交付基準日までの間、暫定案を変更し、新株予約権の付与対象者又は付与個数の増減を行う権限を留保するものとし、人事担当執行役員はその旨中途採用者に対して通知を行わなければならない。
----------------	---

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

第12回新株予約権〔第12回新株予約権と引換えに交付するその他の新株予約権〕（注）8

決議年月日	2022年11月28日
新株予約権の数（個）※	123[123]（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	B-2種優先株式 123[普通株式 49,200]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	808,093[2,020]（注）2、3、4、6、9
新株予約権の行使期間※	自 2022年12月6日 至 2032年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 808,093[2,020]（注）9 資本組入額404,047[1,010]（注）5、9
新株予約権の行使の条件※	（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は400株とする。なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 注3の各事由が生じたことにより、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

調整後 既発行株式数×調整前行使価額＋新発行株式数×1株当たり払込金額

行使価額＝ 既発行株式数＋新発行株式数

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

3. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

(1)行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2)株式の分割により普通株式を発行する場合

①調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

②上記①ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

株式数＝
$$\frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

- (3) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合、調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
4. 注3の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。
- (1) 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- (3) 注3の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。
5. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の払込金額中資本金に組入れない額は、新株の払込金額より資本金に組入れる額を減じた金額とする。資本金に組入れる額とは、新株の払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とする。新株の払込金額とは、権利行使に際して払込をなすべき額をいう。
6. 行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、注1による。
- 調整後の各新株予約権1個 調整前行使価額×調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数
当たりの目的たる株式数 = 調整後行使価額
- ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。
7. 本新株予約権は、当社が、株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものです。
- (1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役社長である高橋飛翔氏（以下、「高橋氏」）又は同氏が公庫に対してあつせんした者（当社を含む）に売却するものとする。この場合には、(7)①に定められた基準日を起算日として14日以内に売却することとする。ただし、当社が、本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。
- (2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には、(1)の定めに拘らず、公庫は、本新株予約権を高橋氏又は同氏が公庫にあつせんした者に売却することができることとする。なお、新株予約権の売却先については、高橋氏の意向を尊重することとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。
- (3) 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記(1)の定めに拘らず、公庫は高橋氏と協議のうえ、本新株予約権を高橋氏又は同氏が公庫にあつせんした者に売却することができるものとする。なお、新株予約権の売却先については、高橋氏の意向を尊重することとする。
- (4) 上記(1)、(2)、又は(3)の場合において、高橋氏又は同氏が公庫に対してあつせんした者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、高橋氏と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。
- (5) 高橋氏が当社の代表取締役である場合において、当該代表取締役の地位を辞任その他の理由で喪失したときは、当社及び高橋氏は速やかに後任の代表取締役を公庫に報告するとともに、本新株予約権の売却先を変更するか否かについて公庫と協議するものとする。
- (6) 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。
- 売買価格＝（株式の時価－行使価額）×本新株予約権の行使により発行すべき株式数
- ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は高橋氏と協議の上、売買価格を決めることができる。
- (7) 株式は時価により評価することとし、原則として、次に定めるいずれかの金額を基準株価として、公庫及び高橋氏が合意した価格とする。ただし、上記(2)により本新株予約権を猶予した場合においては、原則として、公庫が当社発行の株式の株式公開が確実であったと判断した時点の株式の時価を下限とする。

①株式公開後に売買を行う場合

- a. 上場日以後1ヶ月間を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格（1円未満の端数は切捨て）
- b. 上場日以後1ヶ月間を経過した日を基準日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における終値の価格。ただし、金融商品取引所の規則等により本新株予約権の継続保有の確約を書面により提出している場合は、原則として、上場日以後6ヶ月間（当該日において本新株予約権を取得した日以後1年間を経過していない場合には、1年を経過する日）を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格（1円未満の端数は切捨て）

②株式公開前に売買を行う場合

- a. 当社の金融商品取引所への上場に伴う募集株式発行に関する募集価格
- b. 当社の金融商品取引所への上場に伴う売出株式に関する売出価格

③7(1)ただし書き以外の事由により株式公開前に売買を行う場合

- a. 以下に定める時価純資産方式により算出した1株当たりの純資産価額

(i)算式

$$\text{1株当たりの純資産額} = \frac{\text{時価純資産方式による 評価時における時価評価 評価時における時価評価 による資産の合計額} - \text{評価時における時価評価 による負債の合計額}}{\text{評価時における発行済株式総数}}$$

- (ii)上記算式の資産及び負債の金額の計算に当たっては、土地及び土地の上に存する権利並びに上場有価証券等は原則として時価、建物は取得価額から定額法による減価償却額相当額を控除した価額、機械等の有形固定資産は取得価額から減価償却額相当額を控除した価額、その他資産で取引時価のあるものは当該時価、取引時価のないものは適正な帳簿価額その他適切な方法により評価する。なお、取引時価のないもののうち、知的所有権、営業権、繰延資産及び負債等は、「財産評価基本通達」（昭和39年4月25日直資56直審（資）17）に定める方法により評価する。

- (iii)潜在株式があるときは、上記算式で算出した株価を適切に調整する。

- b. 株式の時価の算定時において以下に定める適正な価格での株式の売買実例等がある場合は、当該売買実例に基づく売買価格等

- (i)適正な価格とは、直近において利害が相反するいわゆる第三者との間において通常取引される価格をいう（相続又は贈与による取引、同族株主間の取引、その他何らかの事情により経済合理性が認められない取引及び当社又は高橋氏の支配力が働く取引の場合は、適正な価格とはみなされない。）。

- (ii)売買実例等とは、株式の売買、株式、新株予約権付社債若しくは新株予約権の発行等又は自己株式の取得をいう（会社の普通株式に転換できる証券の転換、新株予約権付社債又は新株予約権の行使等は含まれない。）。

- (iii)売買価格等とは、株式の発行の場合は発行価額、新株予約権付社債は行使価額、新株予約権の発行の場合は新株予約権の発行価額と当該新株予約権行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額をいう（会社の普通株式に転換できる証券、新株予約権の行使等は含まれない。）。

- c. 当社が提出する公認会計士等第三者の適正な評価による価格
- d. 国税庁財産評価基本通達に定める類似業種比準価額方式に基づき算出した価格
- e. 事業の種類、規模、収益の状況が類似する他の法人の株価と比準して算出した価格
- f. 当社株式1株当たりの簿価純資産価額

8. 2023年8月29日開催の取締役会決議により、本新株予約権における取得条項を発動し、同日付で本新株予約権の全部を取得し、引換えに当社の普通株式を目的とする他の新株予約権を交付しております。また、同じく同日開催の取締役会決議により、2023年9月12日付で本新株予約権を消却しております。

9. 2023年8月29日付取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権と引換えに交付するその他の新株予約権（注8）

決議年月日	2023年6月1日
新株予約権の数（個）※	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 9,600（注）1、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,020（注）2、3、4、6、9
新株予約権の行使期間※	自 2023年6月20日 至 2033年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,020（注）9 資本組入額1,010（注）5、9
新株予約権の行使の条件※	（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※提出日の前月末（2023年10月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在400株とする。

なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 注3の各事由が生じたことにより、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

調整後 既発行株式数×調整前行使価額＋新発行株式数×1株当たり払込金額

行使価額＝ 既発行株式数＋新発行株式数

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

3. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

(1) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合、調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

(3) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合、調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(4) 前各号の場合において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の会社法所定の承認機関の承認を条件としている場合、前各号の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

株式数＝
$$\frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額による当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

4. 3の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必

要な事項を届け出なければならない。

(1) 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

(2) 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(3) 注3の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

5. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の払込金額中資本金に組入れない額は、新株の払込金額より資本金に組入れる額を減じた金額とする。資本金に組入れる額とは、新株の払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とする。新株の払込金額とは、権利行使に際して払込をなすべき額をいう。

6. 行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、注1による。

$$\text{調整後の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

7. 本新株予約権は、当社が、株式会社名古屋銀行（以下、「名古屋銀行」）の新株予約権付融資を利用するにあたり、融資実行と同時に名古屋銀行に対して、以下の条件に基づき発行したものです。

(1) 名古屋銀行は、当社が株式公開を行った後に、本新株予約権又は本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式を、金融商品取引所において、又は当社代表取締役社長である高橋飛翔氏（以下、「高橋氏」）若しくは高橋氏が名古屋銀行にあっせんした者（当社を含む。以下同じ。）に対して、売却する。なお、この場合において金融商品取引所以外で売却する場合の売却先については、高橋氏の意向を尊重することとする。前二文の場合にあつては、(7)により定められた基準日を起算日として14日以内に売却することとする。

(2) 前(1)の定めにかかわらず、名古屋銀行は、名古屋銀行の裁量により、当該売却が金融商品取引法第166条及び第167条に定めるインサイダー取引の禁止に関する規定に違反することとなると判断した場合には、前(1)の定めに基づく売却義務を負わないものとし、インサイダー取引の禁止に関する規定の違反を惹起する状況が終了した後速やかに売却することとする。

(3) 前(1)及び(2)の定めにかかわらず、当社が名古屋銀行に対し、名古屋銀行の保有する本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを、資料等を提出することにより証明し、説明した場合、名古屋銀行は、本新株予約権を株式公開前に売却することができることとする。また、当社の普通株式が会社法第2条第17号に定義される譲渡制限株式である間は、名古屋銀行は、本新株予約権の行使により発行又は移転された株式を売却するときは、会社法第136条乃至第145条の規定に従う。なお、売却価格は(7)により定められた株式の時価とする。

(4) 前(1)乃至(3)の定めにかかわらず、損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社発行の株式の株式公開が可能であると名古屋銀行が合理的に判断するにもかかわらず当社が株式公開を申請しない場合には、名古屋銀行は、名古屋銀行の請求により本新株予約権を高橋氏又は高橋氏が名古屋銀行にあっせんした者に売却することができるものとし、高橋氏又は高橋氏が名古屋銀行にあっせんした者は、買い取る義務が発生する。なお、売却価格は(7)により定められた株式の時価とする。ただし、名古屋銀行は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等において、名古屋銀行は、(i) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社発行の株式の株式公開が可能であると名古屋銀行が合理的に判断したこと、及び(ii) 本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断したことを当社及び高橋氏に対して通知をすることにより、本新株予約権の売却を猶予することができる。

(5) 前(1)乃至(3)の定めにかかわらず、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより名古屋銀行に不利益が生じると認められる場合には、名古屋銀行は、効力発生日前に、高橋氏と協議のうえ、本新株予約権を高橋氏又は高橋氏が名古屋銀行にあっせんした者に売却することができるものとし、当社及び高橋氏はこれに実務上可能な限り協力するものとする。なお、本新株予約権の売却先については、高橋氏の意向を尊重することとする。なお、売却価格は(7)により定められた株式の時価とする。

(6) 前(1)乃至(5)の場合において、高橋氏若しくは高橋氏が名古屋銀行に対してあっせんした者が何らかの理由で本新株予約権若しくは本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式を買い取ることができない場合、高橋氏若しくは高橋氏が名古屋銀行に対してあっせんした者が何らかの理由で売却する先として相応しくないとなし名古屋銀行が判断した場合、又は高橋氏が名古屋銀行に対して売却先をあっせんしない場合は、名古屋銀行は、高橋氏と協議のうえ名古屋銀行が選定した者に本新株予約権又は本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式を売却できるものとし、当社及び高橋氏はこれに実務上可能な限り協力するものとする。名古屋銀行が高橋氏に本新株予約権を売却する場合、本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出するものとし、当社及び高橋氏は、高橋氏が名古屋銀行にあっせんした者に対する売買価格についても同水準にせしめるものとする。

$$\text{売買価格} = (\text{株式の時価} - \text{行使価額}) \times \text{本新株予約権の行使により発行すべき株式数}$$

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合は、名古屋銀行は高橋氏と協議のうえ、売買価格を定めることができる。なお、株式の時価は(7)により定められた株式の時価とする。株式公開後、名古屋銀行が高橋氏に本新株予約権の行使により発行又は移転された株式を売却する場合、本新株予約権の行使によ

- り発行又は移転された株式の売買価格は原則として時価とし、当社及び高橋氏は、高橋氏が名古屋銀行にあっせんした者に対する売買価格についても同水準にせしめるものとする。
- (7)「株式の時価」は、原則として、次に定める最も高い金額を基準株価として、名古屋銀行及び高橋氏が合意した価格とする。ただし、(4)により本新株予約権の売却を猶予した場合においては、原則として(4)に基づく名古屋銀行による当社及び高橋氏に対する猶予の通知時点の株式の時価を下限とする。

①株式公開前に売買を行う場合

- a. 以下に定める時価純資産方式により算出した1株当たりの純資産価額

(i)算式

$$\text{1株当たりの純資産額} = \frac{\text{時価純資産方式による 評価時における時価評価 評価時における時価評価} - \text{1株当たりの純資産額} = \frac{\text{による資産の合計額} - \text{による負債の合計額}}{\text{評価時における発行済株式総数}}$$

- (ii)上記算式の資産及び負債の金額の計算に当たっては、土地及び土地の上に存する権利並びに上場有価証券等は原則として時価、建物は取得価額から定額法による減価償却額相当額を控除した価額、機械等の有形固定資産は取得価額から減価償却額相当額を控除した価額、その他資産で取引時価のあるものは当該時価、取引時価のないものは適正な帳簿価額その他適切な方法により評価する。なお、取引時価のないもののうち、知的所有権、営業権、繰延資産及び負債等は、「財産評価基本通達」(昭和39年4月25日直資56直審(資)17)に定める方法により評価する。

- (iii)潜在株式があるときは、上記算式で算出した株価を適切に調整する。

- b. 株式の時価の算定時において以下に定める適正な価格での株式の売買実例等がある場合は、当該売買実例に基づく売買価格等

- (i)適正な価格とは、直近において利害が相反するいわゆる第三者との間において通常取引される価格をいう(相続又は贈与による取引、同族株主間の取引、その他何らかの事情により経済合理性が認められない取引及び当社又は高橋氏の支配力が働く取引の場合は、適正な価格とはみなされない。)。

- (ii)売買実例等とは、株式の売買、株式、新株予約権付社債若しくは新株予約権の発行等又は自己株式の取得をいう(会社の普通株式に転換できる証券の転換、新株予約権付社債又は新株予約権の行使等は含まれない。)。

- (iii)売買価格等とは、株式の発行の場合は発行価額、新株予約権付社債は行使価額、新株予約権の発行の場合は新株予約権の発行価額と当該新株予約権行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額をいう(会社の普通株式に転換できる証券、新株予約権の行使等は含まれない。)。

- c. 当社が提出する公認会計士等第三者の適正な評価による価格

- d. 国税庁財産評価基本通達に定める類似業種比準価額方式に基づき算出した価格

- e. 事業の種類、規模、収益の状況が類似する他の法人の株価と比準して算出した価格

- f. 当社株式1株当たりの簿価純資産価額

- g. 当社の金融商品取引所への上場に伴う募集株式発行に関する募集価格

②株式公開後に売買を行う場合

- a. 上場日以後1ヶ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における当社の普通株式の終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切捨て)

- b. 上場日以後1ヶ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における当社の普通株式の終値の価格

- c. 上記いずれの場合も、金融商品取引所の規則等により本新株予約権又は本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式の継続所有の書面により提出している場合は、原則として、上場日以後6ヶ月間(当該日において本新株予約権を取得した日以後1年間を経過していない場合には、1年を経過する日)を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における当社の普通株式の終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切捨て)

8. 2023年8月29日開催の取締役会決議により、第13回新株予約権における取得条項を発動し、同日付で第13回新株予約権の全部を取得し、引換えに当社の普通株式を目的とする本新株予約権を交付しております。また、同じく同日開催の取締役会決議により、2023年9月12日付で第13回新株予約権を消却しております。
9. 2023年8月29日付取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2018年1月26日 (注) 1	普通株式 83	普通株式11,524	15,023	184,429	15,023	174,428
2019年4月9日 (注) 2	A種優先株式 3,040	普通株式11,524 A種優先株式 3,040	749,876	934,306	749,876	924,305
2019年9月18日 (注) 3	—	普通株式11,524 A種優先株式 3,040	△834,306	100,000	—	924,305
2020年11月9日 (注) 4	B種優先株式 1,176	普通株式11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 1,176	475,159	575,159	475,158	1,399,463
2020年11月27日 (注) 5	B種優先株式 804	普通株式11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 1,980	324,853	900,013	324,852	1,724,316
2020年12月25日 (注) 6	B種優先株式 2,620	普通株式11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600	1,058,603	1,958,616	1,058,600	2,782,916
2021年11月16日 (注) 7	—	普通株式11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600	△1,858,616	100,000	—	2,782,916
2022年10月31日 (注) 8	B-2種優先株式 742	普通株式11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600 B-2種優先株式 742	299,802	399,802	299,802	3,082,719
2022年12月30日 (注) 9	—	普通株式11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600 B-2種優先株式 742	△299,802	100,000	—	3,082,719
2023年1月20日 (注) 10	B-2種優先株式 557	普通株式11,524 A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600 B-2種優先株式 1,299	225,054	325,054	225,053	3,307,772

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2023年9月12日 (注) 11	普通株式 8,939 A種優先株式 △3,040 B種優先株式 △4,600 B-2種優先株式 △1,299	普通株式20,463	—	325,054	—	3,307,772
2023年9月22日 (注) 12	普通株式 8,164,737	普通株式 8,185,200	—	325,054	—	3,307,772

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先：きぼう投資事業有限責任組合無限責任組員 横浜キャピタル株式会社

発行価格：362,000円

資本組入金：181,000円

2. 有償第三者割当増資

割当先：株式会社SMBC信託銀行、SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合、株式会社アニヴェルセルHOLDINGS、浜野哲也

発行価格：493,340円

資本組入金：246,670円

3. 無償減資

2019年8月30日開催の臨時株主総会において、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づく決議を行い、2019年9月18日付で資本金を834,306千円(89.3%)減少、同額をその他資本剰余金へ振り替えております。

4. 有償第三者割当増資

割当先：DIMENSION投資事業有限責任組合、SBI Ventures Two株式会社、株式会社博報堂DYメディアパートナーズ、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社

発行価格：808,093円

資本組入金：404,047円

5. 有償第三者割当増資

割当先：NVC C9号投資事業有限責任組合、浜田宏、EEI 4号イノベーション&インパクト投資事業有限責任組合

発行価格：808,093円

資本組入金：404,047円

6. 有償第三者割当増資

割当先：JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合、グリーベンチャーズ1号投資事業有限責任組合

発行価格：808,093円

資本組入金：404,047円

7. 無償減資

2021年11月5日開催の臨時株主総会において、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づく決議を行い、2021年11月16日付で資本金を1,858,616千円(94.9%)減少、同額をその他資本剰余金へ振り替えております。

8. 有償第三者割当増資

割当先：JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合、株式会社AMG

発行価格：808,093円

資本組入金：404,047円

9. 無償減資

2022年12月16日開催の臨時株主総会において、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づく決議を行い、2022年12月30日付で資本金を299,802千円(75.0%)減少、同額をその他資本剰余金へ振り替えております。

10. 有償第三者割当増資

割当先：株式会社ダイレクトマーケティングミックス、JIA 1号投資事業有限責任組合、株式会社イード

発行価格：808,093円

資本組入金：404,047円

11. 取得請求権行使により2023年9月12日付で各種種類株主の保有する種類株式を当社普通株式の対価として取得し、当該取得した種類株式を同日付で自己株式の消却により減少しております。なお、2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
12. 株式分割（1：400）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2023年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	19	－	－	8	28	－
所有株式数 （単元）	－	6,084	－	34,996	－	－	40,772	81,852	－
所有株式数の割合（％）	－	7.43	－	42.75	－	－	49.81	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 8,185,200	81,852	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,185,200	—	—
総株主の議決権	—	81,852	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

A種優先株式、B種優先株式、B-2種優先株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600 B-2種優先株式 1,299	—

(注) 株主からの取得請求権行使に基づき、2023年9月12日付でA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式は、2023年9月12日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会において定款変更が決議され、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 3,040 B種優先株式 4,600 B-2種優先株式 1,299	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2023年8月29日開催の取締役会決議により、2023年9月12日付で自己保有していたA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式のすべてを消却しております。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、財務体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、現状におきましては、未だ内部留保が充実しているとはいえず配当を行っておりません。現在当社は成長過程にあると考えており、内部留保資金を充実させ経営基盤の安定化を図ると共に、事業拡大のための投資等によって一層の企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

現時点において、配当実施の時期等については未定ですが、適宜、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの

状況を勘案し、株主に対する利益還元を検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は取締役会の決議によって会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、変化する経営環境の中において、持続的な企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であり、経営上の重要な課題であるものと認識しております。株主やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を重視することを前提として、企業経営の健全性、透明性を高め、迅速かつ合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会を含む複数の社外取締役が取締役会の議決権を有し、また、過半数の社外取締役で構成される独立性の高い監査等委員会が内部監査担当者及び会計監査人と適切に連携して監査を行い、業務の適正性及び内部統制の実効性を確保することで、経営に対する監査・監督機能の強化を図ることができると考えたため、当該体制を採用しております。

a. 取締役会

取締役会は、代表取締役社長高橋飛翔が議長を務め、長澤斉、高階良輔、土居健太郎、成松淳（社外取締役）、大村尚子（社外取締役・常勤監査等委員）、富田寛之（社外取締役・監査等委員）、戸嶋浩二（社外取締役・監査等委員）の8名で構成され、原則として月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行の監督をする機関と位置付けております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員である大村尚子が議長を務め、富田寛之、戸嶋浩二の社外取締役3名で構成され、月1回の定例監査等委員会のほか、速やかに審議又は決定すべき事項が生じた場合は臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、各年度に策定する監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、経営全般に対して客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、取締役の業務執行を監査、監督しております。

c. 内部監査

内部監査は、代表取締役社長により選任された内部監査担当者3名が、「内部監査規程」に基づき、実施しております。

d. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

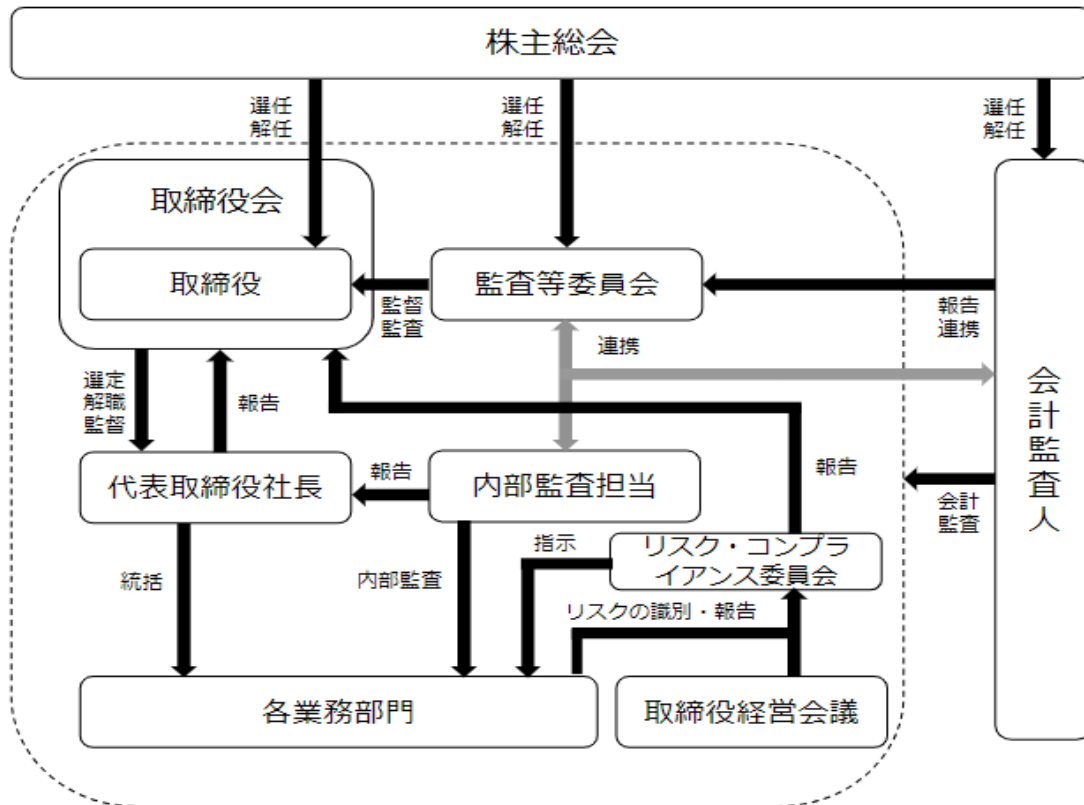
e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理及びコンプライアンス推進に関する協議・決議を行う場として、原則として四半期ごとの定例リスク・コンプライアンス委員会及び必要に応じて臨時リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。本委員会は、代表取締役社長高橋飛翔が委員長となり、取締役である長澤斉、土居健太郎、大村尚子、富田寛之、戸嶋浩二、その他法務担当者、情報セキュリティ担当者、内部監査担当者を委員として運営しております。

f. 取締役経営会議

当社は、「取締役経営会議規程」に基づき、経営方針及び経営計画に関する事項、組織・人員に関する事項を協議・報告する場として、原則として月1回の定時取締役経営会議及び必要に応じて臨時取締役経営会議を開催

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略図は以下のとおりであります。



a. 内部統制システムの整備の状況

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

- (ii) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 63 –

- (iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・事業遂行に関わるリスクの識別を当社の各部署及び取締役経営会議で行い、識別されたリスクの回避並びに軽減のために必要な対策を、リスク・コンプライアンス委員会又は当社の各部署にて検討し、規程・マニュアル類の整備を行い、必要に応じて従業員研修等を実施するものとする。
 - ・重要な危機が発生した際には、取締役会への報告を行うものとする。
- (iv) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ・当社では定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、取締役会において法令に定められた事項のほか、中期経営計画及び年次予算を含む事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行う。
 - ・当社において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、各部門へ権限を委譲するとともに責任の明確化を図る。
- (v) 業務の適正を確保するための体制
- ・取締役会は、企業価値の向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規程に定める事項を決議し、業務執行状況を監督する。
 - ・監査等委員会は取締役の職務執行を監査し、内部監査担当者は、使用人の職務執行状況の監査を行う。
- (vi) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査等委員会と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置する。
 - ・監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた者はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
- (vii) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・常勤の監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、週次で会合を開き、監査等委員が補助すべき事項について指示をし、また、指示した事項についてその実施状況の報告を受ける。
- (viii) 取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・監査等委員会が選定する委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役又は使用人に対して意思決定の過程及び業務執行の状況について説明を求めることができる。
 - ・取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
- (ix) 当社の監査等委員会に報告をした取締役及び使用人が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役及び使用人から監査等委員会に報告があった場合には、その報告事項の調査結果の確認に加えて、報告をした者が不当な取扱いを受けていないことも合わせて監査等委員会が確認するものとする。
- (x) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払若しくは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員の職務の執行について生じる費用に充当するために一定額を年度予算にて確保するとともに、予算外の臨時費用については、監査等委員会の承認のもと前払又は立替費用の償還を会社に請求できるものとする。
- (xi) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・監査等委員である取締役は代表取締役、取締役及び執行役員と定期的に会合を持ち、経営上の課題・リスク等について意見交換を行うものとする。
 - ・監査等委員である取締役は、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要な連携を図り、監査等委員会の監査の実効性を確保するものとする。
 - ・監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

(xii)財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために「経理規程」等関係規程類の一層の整備を進めるとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、これに基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施するとともに、その有効性を定期的に評価していく。

(x iii)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- ・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進都民センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果を得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じることとしております。また、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回以上開催することとしております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、法令で定める最低責任限度額を限度とする、賠償責任を限定する契約を締結しております。

d. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の定数は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用の損害が填補されることとなります。保険料は全額当社が負担しております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任することとしております。取締役会の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

g. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(i) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものです。

(ii) 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものです。

(iii) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備することを目的とするものです。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2)【役員の状況】

①役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	高橋 飛翔	1985年12月14日生	2007年1月 当社設立 代表取締役 2010年3月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 2	3,604,000
取締役 コーポレート本部本部長	長澤 斉	1985年12月8日生	2007年3月 当社入社 2008年8月 当社執行役員 2010年1月 当社取締役 コーポレート本部本部長 (現任)	(注) 2	140,000
取締役 ホリゾンタルDX事業本部本部長	高階 良輔	1981年3月18日生	2007年12月 株式会社ヴィリンク入社 2010年2月 当社入社 2012年8月 当社執行役員 新規事業推進室室長 2014年3月 当社取締役 メディアテクノロジー事業本部本部長 2021年11月 当社取締役 ホリゾンタルDX事業本部本部長 (現任)	(注) 2	112,000
取締役 人事本部本部長	土居 健太郎	1984年7月11日生	2009年2月 当社入社 2012年8月 当社執行役員 Webコンサルティング事業部事業部長 2013年1月 当社執行役員 2014年3月 当社執行役員 Webコンサルティング事業部事業部長 2015年3月 当社取締役 Webコンサルティング事業部事業部長 2015年11月 当社取締役 2019年1月 当社取締役 人事本部本部長 (現任)	(注) 2	72,000
取締役	成松 淳	1968年11月14日生	1996年11月 監査法人原会計事務所入所 1998年5月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2004年12月 株式会社東京証券取引所上場部出向 2007年1月 クックパッド株式会社入社 2007年6月 クックパッド株式会社取締役 2007年7月 クックパッド株式会社執行役員 2013年4月 ミューゼオ株式会社 (現ノイエルガルテン株式会社) 設立 代表取締役社長 (現任) 2013年5月 当社社外監査役 2013年10月 株式会社レアジョブ社外監査役 2013年12月 株式会社ヘリオス社外監査役 2015年5月 当社社外取締役 (監査等委員) 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2016年6月 株式会社レアジョブ社外取締役 (監査等委員) (現任) 2017年3月 株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役 (監査等委員) (現任) 2018年3月 株式会社ヘリオス社外取締役 2018年3月 当社社外取締役 (現任)	(注) 2	12,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	大村 尚子	1973年 7 月19日生	1997年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2013年11月 当社社外監査役 2015年 5 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年 1 月 株式会社ドラフト監査役 2023年 3 月 株式会社ドラフト社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年 6 月 株式会社アサンテ社外取締役（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	富田 寛之	1967年 5 月 7 日生	1996年 4 月 一橋総合法律事務所入所 2005年 2 月 千鳥ヶ淵法律事務所設立 代表（現任） 2013年 5 月 当社社外監査役 2015年 5 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	戸嶋 浩二	1974年10月19日生	2000年10月 森総合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 2005年 9 月 Sullivan & Cromwell LLP研修 2006年 7 月 株式会社東京証券取引所上場部出向 2007年10月 森・濱田松本法律事務所復職 2009年 1 月 森・濱田松本法律事務所パートナー（現任） 2016年 7 月 当社社外取締役 2018年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
計					3,940,000

- (注) 1. 成松淳、大村尚子、富田寛之、戸嶋浩二は、社外取締役であります。
2. 監査等委員以外の取締役の任期は、2023年 3 月30日開催の定時株主総会の終結のときから、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2023年 3 月30日開催の定時株主総会の終結のときから、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社の監査等委員会の体制は、以下のとおりです。
委員長 大村尚子、委員 富田寛之、委員 戸嶋浩二
なお、大村尚子は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定する理由は、監査等委員会による監査の実効性・効率性を高めるためです。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、提出日現在の執行役員は下記の6名であります。

役名	氏名	職名
執行役員	大谷 昌史	執行役員 自動車産業DX事業部 BizDev連携強化ユニットマネージャー
執行役員	梅本 雄二	執行役員 ホリゾンタルDX事業本部 メディア&ソリューション 事業部エンジニアリングラインマネージャー
執行役員	岸 穂太佳	執行役員 ホリゾンタルDX事業本部 DX&マーケティング事業部 事業部長
執行役員	宮野 衆	執行役員 人事本部 カルチャーデザイン室室長
執行役員	針替 健太	執行役員 ホリゾンタルDX事業本部 メディア&ソリューション 事業部事業部長
執行役員	久米田 晶亮	執行役員 自動車産業DX事業部事業部長

②社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役の成松淳は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な知識を有していること及び従前の監査法人や東京証券取引所における経験、クックパッド株式会社でCFOを務めた経験から、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。なお、同氏は、普通株式12,000株、新株予約権を42個（16,800株）保有しております。

社外取締役（監査等委員）の大村尚子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計、コンプライアンスに関する豊富な知識を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。なお、同氏は新株予約権を50個（20,000株）保有しております。

社外取締役（監査等委員）の富田寛之は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する豊富な知識を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。なお、同氏は新株予約権を15個（6,000株）保有しております。

社外取締役（監査等委員）の戸嶋浩二は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する豊富な知識を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。

上記以外の人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

③社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議及び決定に参加するほか、業務執行等の報告を受け、経営の監督を行っております。

監査等委員は、取締役会及び監査等委員会に出席し、提言を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携をとり、必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を行うことにより、業務の適正性の確保に努めております。

(3)【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席により経営監督機能を担うとともに、内部監査担当や会計監査人と緊密に連携することで、監査・監督の成果を高めております。また、監査等委員会の委員長である社外取締役の大村尚子は、監査等委員の監査計画に基づき、社内の重要な会議に随時出席するほか、重要な書類の閲覧、取締役並びに従業員への意見聴取及び内部通報の社内窓口対応を行っております。

また、監査等委員、内部監査担当者並びに会計監査人は必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しております。

なお、監査等委員大村尚子は公認会計士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員富田寛之及び戸嶋浩二は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、監査等委員会を原則として月1回開催しているほか、必要に応じて随時開催しており、最近事業年度における個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大村 尚子	13回	13回
富田 寛之	13回	13回
戸嶋 浩二	13回	13回

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画及び監査方針の策定、内部統制システムの整備・運用状況の評価、会計監査人の報酬等に関する同意、監査報告書の作成があります。なお、監査方針及び監査計画の策定に際して設定される重点監査項目については、監査等委員会において当社の財政状態、経営成績や市場環境等を勘案し、全監査等委員で議論して決定しております。なお、当事業年度の重点監査項目は、関連当事者取引の管理体制、法令遵守のための体制及び遵守状況、新領域におけるリスク管理体制及び法令遵守の状況、予算実績分析を含む月次決算の管理及び報告の状況、社内の情報管理体制（情報セキュリティ、個人情報管理等）としており、常勤監査等委員が中心となり監査を実施し、適宜非常勤監査等委員と情報を共有しております。

また、常勤監査等委員の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査担当者との意思疎通・情報交換、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認等を行っております。非常勤監査等委員については、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認等を行っております。

②内部監査の状況

当社における内部監査は、会社規模を勘案し、独立した内部監査部門を設けず、代表取締役社長により選任された内部監査担当者3名が実施しております。内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき監査計画を策定し、全社員が企業倫理及び各種法令を遵守し、健全かつ効率的な業務を遂行できる体制を確立できているかについて部署ごとに監査を行っております。監査結果は、代表取締役社長に報告され、重要と認めた事項について、改善指示書として被監査部門へ伝達します。改善指示書を伝達された被監査部門の責任者は、改善状況について遅滞なく代表取締役社長及び内部監査担当者に報告することとしております。また、内部監査担当者は監査等委員及び会計監査人と連携をとり、定期的に意見交換と情報共有を行い、適切な監査の実施に努めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

11年間（2012年12月期より開始）

- c. 業務を執行した公認会計士
 指定有限責任社員・業務執行社員 村上 淳
 指定有限責任社員・業務執行社員 菊池 寛康

- d. 監査業務に係る補助者の構成
 当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士6名、その他11名であります。

- e. 監査法人の選定方針と理由
 会計監査人の選任に際しては、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえて外部会計監査人の評価基準を定め、効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査従事者の構成等並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。
 有限責任監査法人トーマツを会計監査人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためです。

- f. 監査等委員会による監査法人の評価
 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受けた上で検討を行い、会計監査人を総合的に評価しております。上記評価の結果、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに問題は認められず、解任及び不再任に該当する事象も認められないと認識しております。

④監査報酬の内容等

- a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
21,500	2,000	43,500	—

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）
 該当事項はありません。

- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。

- d. 監査報酬の決定方針
 監査法人により提示された監査の体制・手続・日程等の監査計画や監査見積時間等を検討した上で、監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定しております。

- e. 監査等委員が会計監査人の報酬等に同意した理由
 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬額について妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、基本報酬から構成されております。当該方針に基づき、株主総会の決議を経て役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。基本報酬につきましては、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定することとしております。

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、取締役会決議にて代表取締役社長に一任し、監査等委員である取締役の答申を踏まえて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員会で決定しております。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年3月29日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を150,000千円以内とするものであります。また当社の監査等委員である取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2019年3月29日であり、決議の内容は監査等委員である取締役年間報酬総額の上限を30,000千円以内とするものであります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(2022年12月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	74,730	74,730	—	—	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	19,110	19,110	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）及び当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツより四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等の主催するセミナーへの参加、及び刊行物の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,297,259	1,827,033
売掛金及び契約資産	※1 338,216	※1 391,671
商品	20,398	131,383
仕掛品	4,539	11,716
前払費用	46,129	61,187
その他	216,749	87,962
貸倒引当金	△6,540	△6,126
流動資産合計	2,916,753	2,504,829
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	20,156	9,105
構築物（純額）	—	344
車両運搬具（純額）	—	2,696
器具及び備品（純額）	8,332	4,168
有形固定資産合計	※2 28,489	※2 16,314
投資その他の資産		
敷金及び保証金	84,506	70,625
長期前払費用	13,066	11,529
その他	※3 89,796	※3 91,918
投資その他の資産合計	187,369	174,073
固定資産合計	215,858	190,388
資産合計	3,132,611	2,695,218

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	98,478	105,810
1年内返済予定の長期借入金	※3 310,152	※3 301,552
未払金	278,138	158,015
未払費用	100,741	111,596
未払法人税等	4,634	3,187
契約負債	61,400	120,720
賞与引当金	12,500	15,690
役員賞与引当金	10,000	—
返金負債	1,434	2,741
その他	25,397	43,278
流動負債合計	902,877	862,591
固定負債		
長期借入金	※3 427,013	※3 786,961
その他	786	—
固定負債合計	427,799	786,961
負債合計	1,330,676	1,649,552
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	2,782,916	3,082,719
その他資本剰余金	791,639	—
資本剰余金合計	3,574,556	3,082,719
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,886,278	△2,150,275
利益剰余金合計	△1,886,278	△2,150,275
株主資本合計	1,788,278	1,032,443
新株予約権	13,657	13,222
純資産合計	1,801,935	1,045,665
負債純資産合計	3,132,611	2,695,218

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2023年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,719,501
売掛金及び契約資産	544,968
商品	211,838
その他	204,683
貸倒引当金	△8,240
流動資産合計	2,672,751
固定資産	
有形固定資産	12,903
無形固定資産	1,416
投資その他の資産	188,854
固定資産合計	203,174
資産合計	2,875,926
負債の部	
流動負債	
買掛金	94,822
1年内返済予定の長期借入金	301,878
未払法人税等	27,071
賞与引当金	12,882
その他	562,830
流動負債合計	999,485
固定負債	
長期借入金	912,670
固定負債合計	912,670
負債合計	1,912,155
純資産の部	
株主資本	
資本金	325,054
資本剰余金	3,307,772
利益剰余金	△2,680,831
株主資本合計	951,995
新株予約権	11,774
純資産合計	963,770
負債純資産合計	2,875,926

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	※1 2,628,556	※1 4,139,423
売上原価	1,380,388	2,437,642
売上総利益	1,248,168	1,701,781
販売費及び一般管理費	※2 3,114,010	※2 3,038,620
営業損失(△)	△1,865,842	△1,336,839
営業外収益		
受取利息	44	29
その他	642	1,205
営業外収益合計	687	1,234
営業外費用		
支払利息	20,879	10,883
為替差損	4,587	4,219
株式交付費	—	3,141
その他	47	173
営業外費用合計	25,514	18,417
経常損失(△)	△1,890,670	△1,354,022
特別利益		
新株予約権戻入益	—	434
特別利益合計	—	434
税引前当期純損失(△)	△1,890,670	△1,353,587
法人税、住民税及び事業税	4,640	1,852
法人税等合計	4,640	1,852
当期純損失(△)	△1,895,311	△1,355,440

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価	※				
1 期首商品棚卸高		14,295		20,398	
2 当期商品仕入高		226,996		869,396	
計		241,292		889,794	
3 期末商品棚卸高		20,398		131,383	
4 商品売上原価		220,893		758,410	
II サービス売上原価					
1 労務費		499,492	43.0	669,587	39.7
2 経費		663,008	57.0	1,016,820	60.3
当期総サービス費用		1,162,500	100.0	1,686,408	100.0
期首仕掛品棚卸高		1,533		4,539	
計		1,164,034		1,690,947	
期末仕掛品棚卸高		4,539		11,716	
3 サービス売上原価		1,159,494		1,679,231	
売上原価		1,380,388		2,437,642	

原価計算の方法

サービス売上原価につきましては、個別原価計算を採用しております。

(注) ※経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
広告媒体費 (千円)	158,618	340,531
外注費 (千円)	265,189	386,272

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
売上高	3,960,535
売上原価	2,223,282
売上総利益	1,737,252
販売費及び一般管理費	2,236,708
営業損失(△)	△499,456
営業外収益	
受取利息	25
その他	812
営業外収益合計	837
営業外費用	
支払利息	10,505
為替差損	7,242
株式交付費	7,581
その他	4,288
営業外費用合計	29,617
経常損失(△)	△528,235
特別利益	
新株予約権戻入益	1,448
特別利益合計	1,448
特別損失	
自己新株予約権失効損	1,650
特別損失合計	1,650
税引前四半期純損失(△)	△528,437
法人税、住民税及び事業税	2,117
法人税等合計	2,117
四半期純損失(△)	△530,555

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,958,616	2,782,916	834,306	3,617,223	△1,901,282	△1,901,282	3,674,556	12,525	3,687,082
会計方針の変更 による累積的影響額				－	9,032	9,032	9,032		9,032
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	1,958,616	2,782,916	834,306	3,617,223	△1,892,250	△1,892,250	3,683,589	12,525	3,696,115
当期変動額									
減資	△1,858,616		1,858,616	1,858,616		－	－		－
欠損填補			△1,901,282	△1,901,282	1,901,282	1,901,282	－		－
当期純損失 (△)				－	△1,895,311	△1,895,311	△1,895,311		△1,895,311
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）				－		－	－	1,131	1,131
当期変動額合計	△1,858,616	－	△42,666	△42,666	5,971	5,971	△1,895,311	1,131	△1,894,179
当期末残高	100,000	2,782,916	791,639	3,574,556	△1,886,278	△1,886,278	1,788,278	13,657	1,801,935

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,000	2,782,916	791,639	3,574,556	△1,886,278	△1,886,278	1,788,278	13,657	1,801,935
当期変動額									
新株の発行	299,802	299,802		299,802		－	599,605		599,605
減資	△299,802		299,802	299,802		－	－		－
欠損填補			△1,091,442	△1,091,442	1,091,442	1,091,442	－		－
当期純損失 （△）				－	△1,355,440	△1,355,440	△1,355,440		△1,355,440
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）				－		－	－	△434	△434
当期変動額合計	－	299,802	△791,639	△491,837	△263,997	△263,997	△755,835	△434	△756,269
当期末残高	100,000	3,082,719	－	3,082,719	△2,150,275	△2,150,275	1,032,443	13,222	1,045,665

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△1,890,670	△1,353,587
減価償却費	2,739	19,493
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5,348	△414
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,370	3,190
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△10,300	△10,000
受取利息及び受取配当金	△44	△29
支払利息	20,879	10,883
株式交付費	—	3,141
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△92,398	△53,454
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△8,925	△118,156
前払費用の増減額 (△は増加)	△11,324	△15,166
仕入債務の増減額 (△は減少)	26,425	7,332
未払金の増減額 (△は減少)	165,314	△120,512
未払費用の増減額 (△は減少)	24,593	10,877
契約負債の増減額 (△は減少)	43,718	59,319
返金負債の増減額 (△は減少)	1,093	1,306
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△119,126	63,649
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	6,900	18,143
その他	9,495	1,561
小計	△1,821,910	△1,472,423
利息及び配当金の受取額	44	29
利息の支払額	△20,388	△10,799
法人税等の還付額	—	15,790
法人税等の支払額	△33,675	△4,638
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,875,929	△1,472,040
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△80,001	△40,000
定期預金の払戻による収入	110,000	80,001
有形固定資産の取得による支出	△31,229	△6,929
敷金及び保証金の差入による支出	△48,267	△1,500
敷金及び保証金の回収による収入	908	63,481
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,588	95,053
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△17,500	—
長期借入れによる収入	—	700,000
長期借入金の返済による支出	△767,248	△348,652
新株の発行による収入	—	596,463
その他	△1,048	△1,048
財務活動によるキャッシュ・フロー	△785,796	946,762
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,710,314	△430,224
現金及び現金同等物の期首残高	4,927,573	2,217,258
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,217,258	※ 1,787,033

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物付属設備を含む）については定額法を採用し、その他の固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
器具及び備品	3～15年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき金額を見積計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 自動車産業DX事業

当社は金融事業者と提携し、個人の顧客（「おトクにマイカー 定額カルモくん」のサービス利用者）向けに車両本体に加えて、マイカーの利用中に発生するメンテナンス費用も含めて月額定額とするメンテナンスサービスの提供を行っております。

当社は、顧客が当社の提携金融事業者とリース契約を締結した後に、当該リース車両に対して「おトクにマイカー 定額カルモくん」に係るメンテナンスサービスを契約期間にわたり提供し、サポート料も含めた対価として定額の月額料金を受領しております。

また、当社は、個人の顧客からの注文に基づいてリース契約の対象となる車両を仕入れるとともに提携金融事業者へ販売しております。加えて、提携金融事業者へ顧客を紹介しリース契約を仲介

することにより、初期紹介手数料を受領しております。

①顧客から受領するメンテナンスサービス利用料

メンテナンスサービス利用料については、毎月定額で契約期間にわたって顧客が支払うメンテナンス費用を、その項目別に設定されている上限金額まで当社が負担するという履行義務を識別しております。メンテナンスサービスの履行義務は、顧客がメンテナンス費用を当社に請求し、当社が支払った時点で充足されるため、その時点で充足する履行義務としております。

取引の対価は契約期間にわたって毎月定額で受領する利用料の合計金額としており、毎月の利用料はそれぞれの履行義務の充足時点の前後1年以内に受領していることから、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、契約期間に発生が見込まれるメンテナンス費用の項目別に利益相当額を加算して独立販売価格の見積り、当該独立販売価格の比率に基づいて取引価格をそれぞれの履行義務に配分し、契約期間にわたり収益を認識しております。なお、独立販売価格の見積りにあたり、契約期間に発生が見込まれるメンテナンス費用は、「おトクにマイカー 定額カルモくん」のサービス開始から間もなく、メンテナンスサービスの利用実績も限られていることから、メンテナンス費用の項目別に設定されている上限金額の合計額を見積り費用の総額としております。

②顧客から受領するサポート料

サポート料については、毎月定額で受領する契約期間にわたって行われる問い合わせ等への対価であり、これらのサービスの履行義務は主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたって収益を認識しております。販売促進費の顧客に支払われる対価については、売上高から減額しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

③提携金融事業者への車両販売

提携金融事業者に対する車両販売については、リース契約の対象となる車両を顧客に引き渡した時点で提携金融事業者が車両に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、顧客に車両を引き渡した時点で収益を認識しております。また、リース契約終了時点において残価保証として返金されると見込まれる金額について、提携金融事業者への将来の返金見込額を見積り、返金負債を計上することとしております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

④提携金融事業者からの初期紹介手数料

提携金融事業者からの初期紹介手数料については、リース契約開始時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を計上しております。なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) ホリゾンタルDX事業

①DX&マーケティング事業

DX&マーケティング事業において、マーケティング支援サービス、コンテンツ作成等のDX・マーケティングに関するコンサルティングサービスの提供を行っており、準委任契約と請負契約があります。

準委任契約については、コンサルタント等の労働力を契約期間にわたって顧客に提供する履行義務を識別しております。当社は成果物を完成させる責任を有しておらず、顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて収益を認識しております。

請負契約については、顧客の要求する仕様に沿った支援業務及びコンテンツを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる履行義務を識別しております。当社は顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がご

く短い契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、成果物が検収された時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②メディア&ソリューション事業

メディア&ソリューション事業において、情報メディア運営と広告運用サービスを行っております。

情報メディア運営における広告配信サービスは、当社が提供するデジタルメディアにおける広告配信を行うサービスであり、顧客に対して広告掲載を行う履行義務を識別しております。当社の提供する広告配信サービスは、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックするなどの広告指標を満たした時点で、顧客が設定した料金単価に基づいて収益を認識しています。

広告運用サービスにおける広告配信サービスは、媒体社（一部当社提供のデジタルメディアを含む）が提供するデジタルメディアにおける広告配信を行うサービスであり、顧客に対して広告掲載を行う履行義務を識別しております。当社が掲載メディアを選定する場合は、本人取引としての性質が強いと判断し、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックするなどの広告指標を満たした時点で、設定した料金単価に基づいて収益と原価を総額で認識しております。顧客が掲載メディアを選定する場合は、代理人取引としての性質が強いと判断し、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額により収益を計上しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物付属設備を含む）並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
構築物	3年
車両運搬具	1～3年
器具及び備品	3～10年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき金額を見積計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 自動車産業DX事業

当社は金融事業者と提携し、個人の顧客（「おトクにマイカー 定額カルモくん」のサービス利用者）向けに車両本体に加えて、マイカーの利用中に発生するメンテナンス費用も含めて月額定額とするメンテナンスサービスの提供を行っております。

当社は、顧客が当社の提携金融事業者とリース契約を締結した後に、当該リース車両に対して「おトクにマイカー 定額カルモくん」に係るメンテナンスサービスを契約期間にわたり提供し、サポート料も含めた対価として定額の月額料金を受領しております。

また、当社は、個人の顧客からの注文に基づいてリース契約の対象となる車両を仕入れるとともに

に提携金融事業者へ販売しております。加えて、提携金融事業者に顧客を紹介しリース契約を仲介することにより、初期紹介手数料を受領しております。

①顧客から受領するメンテナンスサービス利用料

メンテナンスサービス利用料については、毎月定額で契約期間にわたって顧客が支払うメンテナンス費用を、その項目別に設定されている上限金額まで当社が負担するという履行義務を識別しております。メンテナンスサービスの履行義務は、顧客がメンテナンス費用を当社に請求し、当社が支払った時点で充足されるため、その時点で充足する履行義務としております。

取引の対価は契約期間にわたって毎月定額で受領する利用料の合計金額としており、毎月の利用料はそれぞれの履行義務の充足時点の前後1年以内に受領していることから、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、契約期間に発生が見込まれるメンテナンス費用の項目別に利益相当額を加算して独立販売価格の見積り、当該独立販売価格の比率に基づいて取引価格をそれぞれの履行義務に配分し、契約期間にわたり収益を認識しております。

なお、独立販売価格の見積りにあたり、契約期間に発生が見込まれるメンテナンス費用は、「おトクにマイカー 定額カルモくん」のサービス開始から間もなく、メンテナンスサービスの利用実績も限られていることから、メンテナンス費用の項目別に設定されている上限金額の合計額を見積り費用の総額としております。

②顧客から受領するサポート料

サポート料については、毎月定額で受領する契約期間にわたって行われる問い合わせ等への対価であり、これらのサービスの履行義務は主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたって収益を認識しております。販売促進費の顧客に支払われる対価については、売上高から減額しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

③提携金融事業者への車両販売

提携金融事業者に対する車両販売については、リース契約の対象となる車両を顧客に引き渡した時点で提携金融事業者が車両に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、顧客に車両を引き渡した時点で収益を認識しております。また、リース契約終了時点において残価保証として返金されると見込まれる金額について、提携金融事業者への将来の返金見込額を見積り、返金負債を計上することとしております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

④提携金融事業者からの初期紹介手数料

提携金融事業者からの初期紹介手数料については、リース契約開始時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を計上しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) ホリゾンタルDX事業

①DX&マーケティング事業

DX&マーケティング事業において、マーケティング支援サービス、コンテンツ作成等のDX・マーケティングに関するコンサルティングサービスの提供を行っており、準委任契約と請負契約があります。

準委任契約については、コンサルタント等の労働力を契約期間にわたって顧客に提供する履行義務を識別しております。当社は成果物を完成させる責任を有しておらず、顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて収益を認識しております。

請負契約については、顧客の要求する仕様に沿った支援業務及びコンテンツを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる履行義務を識別しております。当社は顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期

間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、成果物が検収された時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②メディア&ソリューション事業

メディア&ソリューション事業において、情報メディア運営と広告運用サービスを行っております。

情報メディア運営における広告配信サービスは、当社が提供するデジタルメディアにおける広告配信を行うサービスであり、顧客に対して広告掲載を行う履行義務を識別しております。当社の提供する広告配信サービスは、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックするなどの広告指標を満たした時点で、顧客が設定した料金単価に基づいて収益を認識しています。

広告運用サービスにおける広告配信サービスは、媒体社（一部当社提供のデジタルメディアを含む）が提供するデジタルメディアにおける広告配信を行うサービスであり、顧客に対して広告掲載を行う履行義務を識別しております。当社が掲載メディアを選定する場合は、本人取引としての性質が強いと判断し、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックするなどの広告指標を満たした時点で、設定した料金単価に基づいて収益と原価を総額で認識しております。顧客が掲載メディアを選定する場合は、代理人取引としての性質が強いと判断し、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額により収益を計上しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。「以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

(1) 顧客から受領するメンテナンスサービス利用料

自動車産業DX事業における「おトクにマイカー 定額カルモくん」に関わるメンテナンスサービスについて、従来、顧客から受領する月額料金を月次で売上計上しておりましたが、契約期間に発生が見込まれるメンテナンス費用の項目別に利益相当額を加算して独立販売価格を見積り、当該独立販売価格の比率に基づいて利用料の総額をそれぞれの履行義務に配分し、契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。

(2) 顧客から受領するサポート料

自動車産業DX事業におけるサポート料について、従来は顧客から受領する総額を収益と認識しておりましたが、販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた顧客に支払われる対価の一部を収益から減額する方法に変更しております。

(3) 提携金融事業者への車両販売

自動車産業DX事業における提携金融事業者に対する車両販売について、リース契約終了時点において残価保証として返金されると見込まれる金額について、提携金融事業者への将来の返金見込額を見積り、返金負債を計上する方法に変更しております。

(4) 代理人取引

ホリゾンタルDX事業における顧客への役務の提供において、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当社の役割が代理人に該当する取引について、顧客から受領する額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が320,545千円、売上原価が296,500千円、販売費及び一般管理費は2,336千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ21,709千円増加しております。また株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は9,032千円増加しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

計基準委員会）

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 3. (1) 契約資産、契約負債及び返金負債の残高等」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	63,401千円	64,188千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
投資その他の資産「その他」 (長期性預金)	75,000千円	75,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	21,480千円	21,480千円
長期借入金	74,820	53,340
計	96,300	74,820

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59.9%、当事業年度59.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40.1%、当事業年度40.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料及び手当	623,536千円	769,754千円
外注費	394,293	359,815
広告宣伝費	1,258,128	1,097,058
減価償却費	1,495	18,331
貸倒引当金繰入額	6,034	974
賞与引当金繰入額	8,013	8,809
役員賞与引当金繰入額	10,000	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,524	—	—	11,524
A種優先株式	3,040	—	—	3,040
B種優先株式	4,600	—	—	4,600
合計	19,164	—	—	19,164

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
第1回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第7回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	13,394
第9回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第10回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	263
第11回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	207 (207)
合計	—	—	—	—	—	13,864 (207)

(注) 1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載の信託に残存する当社新株予約権を自己新株予約権として、信託における帳簿価額により、純資産の部の新株予約権から控除しております。当該自己新株予約権の当事業年度末における帳簿価額は207千円、目的となる株式の数は690株であります。

2. 自己新株予約権については、（内書き）により表示しております。

3. 第1回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。

4. 第7回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。

5. 第9回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。

6. 第10回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。

7. 第11回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,524	—	—	11,524
A種優先株式	3,040	—	—	3,040
B種優先株式	4,600	—	—	4,600
B-2種優先株式	—	742	—	742
合計	19,164	742	—	19,906

（変動事由の概要）

B-2種優先株式の増加は、第三者割当増資によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第7回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	12,959
第9回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第10回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	263
第11回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	207 (207)
第12回新株予約権	B-2種優先株式	—	123	—	123	—
合計	—	—	123	—	123	13,429 (207)

（注）1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション

ン制度の内容」に記載の信託に残存する当社新株予約権を自己新株予約権として、信託における帳簿価額により、純資産の部の新株予約権から控除しております。当該自己新株予約権の当事業年度末における帳簿価額は207千円、目的となる株式の数は690株であります。

2. 自己新株予約権については、（内書き）により表示しております。

3. 第1回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしていません。

4. 第7回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしていません。

5. 第9回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしていません。

6. 第10回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしていません。

7. 第11回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしていません。

(変動事由の概要)

当社は、2022年12月6日に株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、B-2種優先株式を目的とする第12回新株予約権を発行したものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	2,297,259千円	1,827,033千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△80,001	△40,000
現金及び現金同等物	2,217,258	1,787,033

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内	107,499	70,097
1年超	67,333	—
合計	174,832	70,097

(金融商品関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入又は第三者割当増資により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づく敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後4年6ヶ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権については、通貨別月別に為替変動による影響額を把握するなどの方法により管理しております。なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,297,259	2,297,259	—
(2) 売掛金	337,409		
貸倒引当金※	△6,540		
	330,869	330,869	—
(3) 敷金及び保証金	84,506	83,757	△748
資産計	2,712,634	2,711,885	△748
(1) 買掛金	98,478	98,478	—
(2) 未払金	278,138	278,138	—
(3) 未払法人税等	4,634	4,634	—
(4) 長期借入金(1年内含む)	737,165	731,836	△5,328
負債計	1,118,415	1,113,086	△5,328

※売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（１年内含む）

長期借入金（１年内含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,297,259	—	—	—
売掛金	337,409	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	84,506	—
合計	2,634,668	—	84,506	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	310,152	235,552	121,524	59,557	10,380	—
合計	310,152	235,552	121,524	59,557	10,380	—

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入又は第三者割当増資により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づく敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後10年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権については、通貨別月別に為替変動による影響額を把握するなどの方法により管理しております。なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品に係るリスク管理体制金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金	70,625	67,915	△2,710
資産計	70,625	67,915	△2,710
(2) 長期借入金（1年内含む）	1,088,513	1,094,521	6,008
負債計	1,088,513	1,094,521	6,008

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,827,033	—	—	—
売掛金	389,330	—	—	—
敷金及び保証金	—	1,208	69,417	—
合計	2,216,363	1,208	69,417	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	301,552	187,524	89,057	10,380	—	500,000
合計	301,552	187,524	89,057	10,380	—	500,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、

活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、

レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	67,915	—	67,915
資産計	—	67,915	—	67,915
長期借入金（1年内含む）	—	1,094,521	—	1,094,521
負債計	—	1,094,521	—	1,094,521

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債利回り等の適切な指標を用いて割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	1,131

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2人 当社従業員 28人 当社取締役(監査等委員) 2人 外部協力者 3人	当社取締役 7人 当社従業員 30人
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 309株	普通株式 489株
付与日	2013年7月17日	2017年12月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年7月14日 至 2023年7月11日	自 2020年1月5日 至 2027年12月15日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2人	当社取締役 4人 当社従業員 1人 外部協力者 1人
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 24株	普通株式 877株
付与日	2018年10月1日	2019年9月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年10月1日 至 2028年9月20日	自 2019年10月1日 至 2029年9月29日

	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容 第11回新株予約権 注1」に記載のとおりであります。
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 690株
付与日	2019年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年11月1日 至 2029年10月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権を除き、新株予約権割当契約において、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ行使することができる旨が定めてあります。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	370
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	370
権利確定後 (株)		
前事業年度末	181	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	181	—

	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	18	877
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	18	877
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第11回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	690
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	690
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	153,000	325,800
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	362,000

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	362,000	420,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	420,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	448,629千円
(2) 当事業年度において権利行使された ストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2人 当社従業員 28人 当社取締役（監査等委員） 2人 外部協力者 3人	当社取締役 7人 当社従業員 30人
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 309株	普通株式 489株
付与日	2013年7月17日	2017年12月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年7月14日 至 2023年7月11日	自 2020年1月5日 至 2027年12月15日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2人	当社取締役 4人 当社従業員 1人 外部協力者 1人
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 24株	普通株式 877株
付与日	2018年10月1日	2019年9月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年10月1日 至 2028年9月20日	自 2019年10月1日 至 2029年9月29日

	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容 第11回新株予約権 注1」に記載のとおりであります。
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 690株
付与日	2019年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年11月1日 至 2029年10月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権を除き、新株予約権割当契約において、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ行使することができる旨が定めてあります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	370
付与	—	—
失効	—	15
権利確定	—	—
未確定残	—	355
権利確定後 (株)		
前事業年度末	181	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	181	—

	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	18	877
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	18	877
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第11回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	690
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	690
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	153,000	325,800
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	362,000

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	362,000	420,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	420,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	365,252千円
(2) 当事業年度において権利行使された ストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2021年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	
契約負債	5,995千円
貸倒引当金	1,033
賞与引当金	2,670
減価償却超過額	102,650
資産除去費用	2,382
税務上の繰越欠損金 (注) 2	685,424
その他	2,725
繰延税金資産小計	802,883
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△685,424
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△113,888
評価性引当額小計 (注) 1	△799,313
繰延税金資産合計	3,570
繰延税金負債	
その他	△3,570
繰延税金負債合計	△3,570
繰延税金資産 (負債) の純額	—

(注) 1. 評価性引当額が242,139千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金の増加に伴い評価性引当額を計上したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	9,705	5,750	10,667	8,289	—	651,012	685,424
評価性引当額	△9,705	△5,750	△10,667	△8,289	—	△651,012	△685,424
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

当事業年度（2022年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産	
契約負債	5,450千円
貸倒引当金	798
賞与引当金	3,352
減価償却超過額	104,068
資産除去費用	2,934
税務上の繰越欠損金（注）2	959,791
その他	3,442
繰延税金資産小計	1,079,838
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△959,791
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△116,801
評価性引当額小計（注）1	△1,076,592
繰延税金資産合計	3,245
繰延税金負債	
その他	△3,245
繰延税金負債合計	△3,245
繰延税金資産（負債）の純額	—

（注）1. 評価性引当額が277,279千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金の増加に伴い評価性引当額を計上したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	5,750	10,667	8,289	—	2,584	932,499	959,791
評価性引当額	△5,750	△10,667	△8,289	—	△2,584	△932,499	△959,791
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※1） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	ホリゾンタルDX事業			自動車産業DX事業	合計
	DX&マーケティング事業	メディア&ソリューション事業	計		
コンサルティングサービス（準委任）	345,939		345,939		345,939
コンサルティングサービス（請負）	443,783		443,783		443,783
情報メディア運営		681,239	681,239		681,239
広告運用サービス		239,971	239,971		239,971
カルモユーザーからの月額収益			—	321,055	321,055
提携金融事業者への車両販売			—	236,443	236,443
紹介手数料	14,587		14,587	340,646	355,234
その他	840	250	1,090	3,798	4,888
顧客との契約から生じる収益	805,151	921,460	1,726,612	901,943	2,628,556
その他の収益			—		—
外部顧客への売上高	805,151	921,460	1,726,612	901,943	2,628,556

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針） 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産、契約負債及び返金負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	245,599	337,409
契約資産	219	807
契約負債	17,681	61,400
返金負債	341	1,434

(注) 契約資産は、主に自動車産業DX事業におけるメンテナンスサービスについて、期末日時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、自動車産業DX事業における顧客から受け取った未経過分のメンテナンスサービスの保証部分、ホリゾンタルDX事業サービスに係る前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

返金負債は、自動車産業DX事業における提携金融事業者に対する車両販売について、リース契約終了時点において返金されると見込まれる金額を計上しております。提携金融事業者に対して返金した時点で、返金負債から取り崩します。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、17,681千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は次のとおりであります。

なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	373,261
1年超2年以内	393,400
2年超3年以内	403,242
3年超4年以内	409,276
4年超5年以内	403,746
5年超10年以内	1,419,625
10年超	73,619
合計	3,476,172

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

区分	ホリゾンタルDX事業			自動車産業DX事業	合計
	DX&マーケティング事業	メディア&ソリューション事業	計		
コンサルティングサービス（準委任）	419,461		419,461		419,461
コンサルティングサービス（請負）	604,371		604,371		604,371
情報メディア運営		704,504	704,504		704,504
広告運用サービス		503,378	503,378		503,378
カルモユーザーからの月額収益			—	460,015	460,015
提携金融事業者への車両販売			—	1,012,843	1,012,843
紹介手数料	27,195		27,195	406,157	433,353
その他	1,212		1,212	284	1,496
顧客との契約から生じる収益	1,052,241	1,207,882	2,260,123	1,879,300	4,139,423
その他の収益			—		—
外部顧客への売上高	1,052,241	1,207,882	2,260,123	1,879,300	4,139,423

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針） 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産、契約負債及び返金負債の残高等

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	337,409	389,330
契約資産	807	2,340
契約負債	61,400	120,720
返金負債	1,434	2,741

（注）契約資産は、主に自動車産業DX事業におけるメンテナンスサービスについて、期末日時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、自動車産業DX事業における顧客から受け取った未経過分のメンテナンスサービスの保証部分、ホリゾンタルDX事業サービスに係る前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

返金負債は、自動車産業DX事業における提携金融事業者に対する車両販売について、リース契約終了時点において返金されると見込まれる金額を計上しております。提携金融事業者に対して返金した時点で、返金負債から取り崩します。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、56,560千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は次のとおりであります。

なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	583,918
1年超2年以内	607,817
2年超3年以内	611,341
3年超4年以内	607,413
4年超5年以内	577,174
5年超10年以内	1,761,773
10年超	40,293
合計	4,789,732

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法及び各報告セグメントに属するサービスの種類

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ホリゾンタルDX事業及び自動車産業DX事業を報告セグメントとしております。ホリゾンタルDX事業においては、主にDX&マーケティングに関するコンサルティング支援及びメディアの開発・運営を行っております。自動車産業DX事業においては、「おトクにマイカー 定額カルモくん」の事業運営を主軸として、幅広い車種の新車及び中古車を対象としたマイカーのサブスクリプションサービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	ホリゾンタルDX 事業	自動車産業 DX事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,726,612	901,943	2,628,556	—	2,628,556
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,726,612	901,943	2,628,556	—	2,628,556
セグメント利益又は損失(△)	266,707	△1,828,228	△1,561,521	△304,320	△1,865,842
セグメント資産	281,716	124,218	405,934	2,726,677	3,132,611
その他の項目					
減価償却費	325	2,253	2,579	160	2,739
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	18,093	18,093	13,136	31,229

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△304,320千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない現金及び預金等であります。
- (3) 有形固定資産の増加額の調整額13,136千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係る設備投資額であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法及び各報告セグメントに属するサービスの種類

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ホリゾンタルDX事業及び自動車産業DX事業を報告セグメントとしております。ホリゾンタルDX事業においては、主にDX&マーケティングに関するコンサルティング支援及びメディアの開発・運営を行っております。自動車産業DX事業においては、「おトクにマイカー 定額カルモくん」の事業運営を主軸として、幅広い車種の新車及び中古車を対象としたマイカーのサブスクリプションサービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	ホリゾンタルDX 事業	自動車産業 DX事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2, 260, 123	1, 879, 300	4, 139, 423	—	4, 139, 423
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2, 260, 123	1, 879, 300	4, 139, 423	—	4, 139, 423
セグメント利益又は損失（△）	394, 825	△1, 358, 884	△964, 059	△372, 779	△1, 336, 839
セグメント資産	317, 826	292, 817	610, 643	2, 084, 574	2, 695, 218
その他の項目					
減価償却費	955	18, 144	19, 099	393	19, 493
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	3, 957	3, 957	3, 361	7, 318

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- セグメント利益又は損失（△）の調整額△372,779千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- セグメント資産の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない現金及び預金等であります。
- 有形固定資産の増加額の調整額3,361千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係る設備投資額であります。

2. セグメント利益又は損失（△）は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他	合計
2,281,380	341,891	5,283	2,628,556

※売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
昭和リース株式会社	338,667	自動車産業DX事業
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	338,491	ホリゾンタルDX事業
オリックス自動車株式会社	337,366	自動車産業DX事業

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他	合計
3,889,701	249,722	4,139,423

※売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
オリックス自動車株式会社	1,103,996	自動車産業DX事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	高橋飛翔	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 47.0	債務 被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証 (注)	377,536	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長高橋飛翔より債務保証を受けております。

なお、取引金額については、被保証債務の事業年度末残高を記述しております。

また、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	高橋飛翔	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 45.2	債務 被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証 (注)	273,208	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長高橋飛翔より債務保証を受けております。

なお、取引金額については、被保証債務の事業年度末残高を記述しております。

また、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	△447.28円	△600.84円
1株当たり当期純損失(△)	△247.25円	△175.69円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,801,935	1,045,665
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	5,230,638	5,829,809
(うち、A種優先株式(千円))	(1,499,753)	(1,499,753)
(うち、B種優先株式(千円))	(3,717,227)	(3,717,227)
(うち、B-2種優先株式(千円))	—	(599,605)
(うち、新株予約権(千円))	(13,657)	(13,222)
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)に係る期末の純資産額(千円)	△3,428,703	△4,784,143
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の数(株)		
普通株式	4,609,600	4,609,600
A種優先株式	1,216,000	1,216,000
B種優先株式	1,840,000	1,840,000
B-2種優先株式	—	296,800
計	7,665,600	7,962,400

4. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純損失(△)(千円)	△1,895,311	△1,355,440
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△1,895,311	△1,355,440
普通株式の期中平均株式数(株)	7,665,600	7,715,067
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数70,446個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類(新株予約権の数70,554個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 第三者割当による新株式の発行

当社は、2023年1月4日及び2023年1月16日開催の取締役会において、第三者割当増資によるB-2種優先株式の発行を次のとおり決議し、2023年1月20日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	第三者割当(総数引受契約)
(2) 発行する株式の種類及び数	B-2種優先株式557株
(3) 増加した資本金及び資本準備金に関する事項	増加した資本金の額 225,054千円 増加した資本準備金の額 225,053千円
(4) 割当価格	1株につき808,093円
(5) 割当価格の総額	450,107千円
(6) 割当先	株式会社ダイレクトマーケティングミックス J I A 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 J P E第2号株式会社 株式会社イード
(7) 払込期日	2023年1月20日
(8) 資金の使途	自動車産業DX事業の推進を図るための事業資金として 充当する予定であります。

2. 優先株式の取得及び消却

取得請求権行使により、A種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式のすべてにつき、2023年9月12日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式のすべてを消却することについて2023年8月29日開催の取締役会において決議し、2023年9月12日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、当社は、2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 3,040株

B種優先株式 4,600株

B-2種優先株式 1,299株

(2) 交換により交付した普通株式数 8,939株

(3) 交付後の発行済普通株式数 20,463株

3. 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2023年8月29日開催の取締役会決議に基づき、2023年9月22日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年9月21日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき400株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	20,463株
今回の株式分割により増加する株式数	8,164,737株
株式分割後の発行済株式総数	8,185,200株
株式分割後の発行可能株式総数	32,740,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2023年9月6日
基準日	2023年9月21日
効力発生日	2023年9月22日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年9月22日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>81,852株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>32,740,000株</u> とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日 2023年9月22日

(4) その他

資本金について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更)

当第3四半期累計期間（自2023年1月1日 至2023年9月30日）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年9月30日)	
減価償却費	3,705千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自2023年1月1日 至2023年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2023年1月20日を払込期日とする第三者割当増資によるB-2種優先株式557株の発行により、資本金は225,054千円、資本剰余金は225,053千円増加しております。

この結果、当第3四半期会計期間末において、資本金が325,054千円、資本剰余金が3,307,772千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自2023年1月1日 至2023年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	ホリゾンタル DX事業	自動車産業 DX事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,033,421	1,927,114	3,960,535	—	3,960,535
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,033,421	1,927,114	3,960,535	—	3,960,535
セグメント利益又は損失 (△)	544,125	△761,556	△217,430	△282,025	△499,456

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△282,025千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

区分	ホリゾンタルDX事業			自動車産業DX事業	合計
	DX&マーケティング事業	メディア&ソリューション事業	計		
Webコンサルティングサービス（準委任）	351,518		351,518		351,518
Webコンサルティングサービス（請負）	626,022		626,022		626,022
情報メディア運営		550,431	550,431		550,431
広告運用サービス		484,407	484,407		484,407
マイカー利用者からの月額収益			—	485,470	485,470
提携金融事業者への車両販売			—	1,031,139	1,031,139
初期紹介手数料	20,349		20,349	410,503	430,853
その他	692		692		692
顧客との契約から生じる収益	998,581	1,034,839	2,033,421	1,927,114	3,960,535
その他の収益			—		—
外部顧客への売上高	998,581	1,034,839	2,033,421	1,927,114	3,960,535

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△65円02銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△530,555
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△530,555
普通株式の期中平均株式数(株)	8,160,444
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2023年9月12日付でA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式は、2023年9月12日付で取締役会決議によりすべて消却しております。なお、当社は2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会において定款変更が決議され、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 当社は、2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	36,793	27,687	13,675	9,105
構築物	—	—	—	354	9	622	344
車両運搬具	—	—	—	2,990	294	294	2,696
器具及び備品	—	—	—	40,364	36,196	4,900	4,168
有形固定資産計	—	—	—	80,503	64,188	19,493	16,314
長期前払費用	—	—	—	11,529	—	—	11,529

(注) 有形固定資産及び長期前払費用の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。また、長期前払費用は期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	310,152	301,552	1.63	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	427,013	786,961	1.72	2024年～2032年
合計	737,165	1,088,513	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	187,524	89,057	10,380	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,540	6,126	1,388	5,151	6,126
賞与引当金	12,500	15,690	12,500	—	15,690
役員賞与引当金	10,000	—	10,000	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	114
預金	
普通預金	1,786,919
定期預金	40,000
小計	1,826,919
合計	1,827,033

b. 売掛金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
オリックス自動車株式会社	78,501
株式会社セプテーニ	50,177
株式会社アドウェイズ	30,146
アマゾンジャパン合同会社	19,540
株式会社ファンコミュニケーションズ	16,517
その他	196,786
合計	391,671

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
338,216	5,221,586	5,168,132	391,671	93.0	25.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

c. 商品

品目	金額（千円）
商品	
販売用車両	131,383
合計	131,383

d. 仕掛品

品目	金額（千円）
ホリゾンタルDX事業関連	11,716
合計	11,716

② 流動負債

a. 買掛金

相手先	金額（千円）
CLICK TECH株式会社	22,018
BIG JUJU LIMITED	12,389
Mobikok (HONGKONG) Network Technology Limited	8,905
株式会社ロジコ	8,210
株式会社アイモバイル	6,122
その他	48,164
合計	105,810

b. 未払金

相手先	金額（千円）
グーグル合同会社	41,834
株式会社リクルートスタッフィング	11,281
パーソルテンプスタッフ株式会社	8,650
Amazon Web Services Japan G.K.	6,587
株式会社レントラックス	5,390
その他	84,271
合計	158,015

c. 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額（千円）
株式会社三井住友銀行	99,984
株式会社商工組合中央金庫	66,000
株式会社みずほ銀行	52,836
株式会社東日本銀行	40,008
株式会社横浜銀行	21,480
株式会社日本政策金融公庫	7,200
その他	14,044
合計	301,552

③ 固定負債

a. 長期借入金

相手先	金額（千円）
株式会社日本政策金融公庫	508,400
株式会社商工組合中央金庫	95,500
株式会社みずほ銀行	79,751
株式会社横浜銀行	53,340
株式会社東日本銀行	49,970
合計	786,961

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://nytle.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 9月12日	—	—	—	J I Cベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 J I Cベンチャー・グロース・インベストメント株式会社 代表取締役社長 鍾水英樹	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △2,496 B-2種優先株式 △618 普通株式 3,114	—	(注4)
2023年 9月12日	—	—	—	株式会社SMBC信託銀行(特定運用金外信託未来創生2号ファンド) 代表取締役 西崎 龍司	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,521 普通株式 1,521	—	(注4)
2023年 9月12日	—	—	—	S B I A I & B l o c k c h a i n 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 S B I インベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,013 普通株式 1,013	—	(注4)
2023年 9月12日	—	—	—	E E I 4 号イノベーション&インパクト投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社環境エネルギー投資 代表取締役 河村 修一郎	東京都品川区東五反田五丁目11番1号永田ハウス池田山201号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △619 普通株式 619	—	(注4)
2023年 9月12日	—	—	—	D I M E N S I O N 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 D I M E N S I O N 株式会社 代表取締役 宮宗 孝光	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △434 普通株式 434	—	(注4)
2023年 9月12日	—	—	—	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ 代表取締役社長 矢嶋 弘毅	東京都港区赤坂五丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △433 普通株式 433	—	(注4)
2023年 9月12日	—	—	—	株式会社アニヴェルセルHOLDINGS 代表取締役 青木 枢允	東京都港区北青山三丁目5番27号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △405 普通株式 405	—	(注4)
2023年 9月12日	—	—	—	株式会社ダイレクトマーケティングミックス 代表執行役 小林 祐樹	大阪府大阪市北区曽根崎一丁目2番9号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B-2種優先株式 △371 普通株式 371	—	(注4)

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日(2021年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況

にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4. 株主からの取得請求権行使に基づき、2023年9月12日付でA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式は、2023年9月12日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会において定款変更が決議され、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
5. 2023年8月29日開催の取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき、400株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	株式②	新株予約権②
発行年月日	2022年10月31日	2022年12月6日	2023年1月20日	2023年6月20日
種類	B-2種優先株式	第12回新株予約権	B-2種優先株式	第13回新株予約権
発行数	742株	B-2種優先株式 123株	557株	B-2種優先株式 24株
発行価格	808,093円 (注) 4	808,093円 (注) 4	808,093円 (注) 4	808,093円 (注) 4
資本組入額	404,047円	404,047円	404,047円	404,047円
発行価額の総額	599,605,006円	99,395,439円	450,107,801円	19,394,232円
資本組入額の総額	299,802,874円	49,697,781円	225,054,179円	9,697,128円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	注2	注3	注2	注3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は2022年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同規程施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下、「割当株式等」という。）を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式にかかる払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式にかかる払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同規程施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当てを受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当てを受けた日から1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格はDCF方式法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式の折衷方式により算出しております。
5. 2023年8月29日開催の取締役会決議により2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、当該株式分割により新株予約権①の「発行数」は49,200株、「発行価格」は2,020円、「資本組入額」は1,010円、新株予約権②の「発行数」は9,600株、「発行価格」は2,020円、「資本組入額」は1,010円にそれぞれ調整されております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき2,020円（注）4、5	1株につき2,020円（注）4、5
行使期間	2022年12月6日から2032年11月20日まで	2023年6月20日から2033年6月20日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
J I Cベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 J I Cベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 鍾水英樹 資本金 20百万円	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	投資事業組合	618	499,401,474 (808,093)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
株式会社AMG 代表取締役 福田安孝 資本金 10百万円	京都府京都市右京区西院 東貝川町31番地	資産管理事業	124	100,203,532 (808,093)	—

(注) 2023年8月29日開催の取締役会決議により2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社ダイレクトマーケティングミックス 代表執行役 小林祐樹 資本金 1,866百万円	大阪府大阪市北区曽根崎一丁目2番9号	コンサルティング事業	371	299,802,503 (808,093)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
J I A 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 J P E第2号株式会社 代表取締役 吉田英人 資本金 2百万円	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号	投資事業組合	124	100,203,532 (808,093)	—
株式会社イード 代表取締役 宮川洋 資本金 883百万円	東京都中野区本町一丁目32番2号	メディア事業	62	50,101,766 (808,093)	—

(注) 2023年8月29日開催の取締役会決議により2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中一穂 資本金 11,612,842百万円	東京都千代田区大手町一丁目9番4号	公庫	123	99,395,439 (808,093)	—

(注) 2023年8月29日開催の取締役会決議により2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社名古屋銀行 代表取締役 藤原 一朗 資本金 25,090百万円	愛知県名古屋市中区錦 三丁目19番17号	銀行	24	19,394,232 (808,093)	—

(注) 2023年8月29日開催の取締役会決議により2023年9月22日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

表中に含まれるもの以外の移動の状況については、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 9月12日	—	—	—	株式会社AMG 代表取締役 福田 安孝	京都府京都市右京区西 院東貝川町 31番地	—	B-2種優先株式 △124 普通株式 124	—	(注) 1
2023年 9月12日	—	—	—	J I A 1号投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 J P E 第 2号株式会社 代表取締役 吉田 英人	東京都千代 田区霞が関 三丁目2番 1号	—	B-2種優先株式 △124 普通株式 124	—	(注) 1
2023年 9月12日	—	—	—	株式会社イード 代表取締役 宮川 洋	東京都中野 区本町一丁 目32番2号	—	B-2種優先株式 △62 普通株式 62	—	(注) 1
2023年 9月12日	—	—	—	株式会社日本政策金融公 庫 代表取締役総裁 田中 一穂	東京都千代 田区大手町 一丁目9番 4号	—	B-2種優先株式 △123 普通株式 123	—	(注) 2
2023年 9月12日	—	—	—	株式会社名古屋銀行 代表取締役 藤原 一朗	愛知県名古屋市中区錦 三丁目19番 17号	—	B-2種優先株式 △24 普通株式 24	—	(注) 2

- (注) 1. 株主からの取得請求権行使に基づき、2023年9月12日付でA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びB-2種優先株式は、2023年9月12日付で会社法第178条に基づく取締役会決議によりすべて消却しており、また、2023年9月21日開催の臨時株主総会及び普通株式種類株主総会において定款変更が決議され、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2023年8月29日開催の取締役会決議により、上場申請が承認可決されたことに基づき、同日付でB-2種優先株式を対象とする新株予約権すべてを自己新株予約権として取得し、対価としてB-2種優先株式を対象とする新株予約権1株につきそれぞれ普通株式を対象とする新株予約権1株を交付しております。当社が取得したB-2種優先株式を対象とする新株予約権は、2023年9月12日付で会社法第178条に基づく2023年8月29日開催の取締役会決議によりすべて消却しております。
3. 2023年8月29日開催の取締役会決議により、2023年9月22日付で普通株式1株につき、400株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
高橋 飛翔 （注）1、2	東京都品川区	3,884,000 (280,000)	43.13 (3.10)
J I Cベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合（注）1	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	1,245,600	13.83
株式会社SMB C信託銀行 （注）1	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	608,400	6.75
株式会社セブテーニ・ホールディングス （注）1	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー30F	412,400	4.57
S B I A I & B l o c k c h a i n 投資事業有限責任組合 （注）1	東京都港区六本木一丁目6番1号	405,200	4.49
榎並 慶浩（受託者） （注）7	東京都港区	276,000 (276,000)	3.06 (3.06)
E E I 4号イノベーション&インパクト投資事業有限責任組合 （注）1	東京都品川区東五反田五丁目11番1号 永田ハウス池田山201号	247,600	2.74
D I M E N S I O N 投資事業有限責任組合 （注）1	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号	173,600	1.92
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ （注）1	東京都港区赤坂五丁目3番1号	173,200	1.92
株式会社アニヴェルセルHOLD I N G S （注）1	東京都港区北青山三丁目5番27号	162,000	1.79
長澤 斉 （注）3	東京都狛江市	150,000 (10,000)	1.66 (0.11)
株式会社ダイレクトマーケティングミックス（注）1	大阪府大阪市北区曽根崎一丁目2番9号	148,400	1.64
高階 良輔 （注）3	東京都大田区	140,000 (28,000)	1.55 (0.31)
新生企業投資株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	104,000	1.15
S B I V e n t u r e s T w o 株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	99,200	1.10
土居 健太郎 （注）3	東京都大田区	94,000 (22,000)	1.04 (0.24)
大谷 昌史 （注）5	東京都文京区	72,000	0.79
株式会社AMG	京都府京都市右京区西院東貝川町31番地	49,600	0.55
グリーベンチャーズ1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木六丁目11番1号	49,600	0.55
J I A 1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号	49,600	0.55
N V C C 9号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	49,200	0.54
株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目9番4号	49,200 (49,200)	0.54 (0.54)
浜野 哲也	Tanglin, Singapore	40,400	0.44

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
きぼう投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	33,200	0.36
株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ	東京都新宿区西新宿五丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー5階	32,800	0.36
株式会社Strategy Partners	東京都港区麻布十番一丁目5番10号 アトラスビル4F	30,000 (30,000)	0.33 (0.33)
成松 淳（注）3	東京都世田谷区	28,800 (16,800)	0.31 (0.18)
浜田 宏	東京都大田区	24,800	0.27
株式会社イード	東京都中野区本町一丁目32番2号	24,800	0.27
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3	24,400	0.27
大村 尚子（注）4	東京都板橋区	20,000 (20,000)	0.22 (0.22)
梅本 雄二（注）5	埼玉県三郷市	18,000 (18,000)	0.19 (0.19)
ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	15,200	0.16
森川 亮	東京都港区	14,000 (14,000)	0.15 (0.15)
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号	9,600 (9,600)	0.10 (0.10)
富田 寛之（注）4	東京都江東区	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)
針替 健太（注）5	東京都港区	4,800 (4,800)	0.05 (0.05)
麻相田 真也（注）6	埼玉県さいたま市大宮区	4,800 (4,800)	0.05 (0.05)
藤野 希美（注）6	熊本県熊本市中央区	4,800 (4,800)	0.05 (0.05)
濱本 克大（注）6	東京都品川区	4,800 (4,800)	0.05 (0.05)
工藤 択斗（注）6	東京都品川区	4,800 (4,800)	0.05 (0.05)
三好 理子（注）6	東京都豊島区	3,600 (3,600)	0.03 (0.03)
田中 創基（注）6	東京都港区	3,200 (3,200)	0.03 (0.03)
相馬 朱里（注）6	神奈川県藤沢市	2,400 (2,400)	0.02 (0.02)
福田 士朗（注）6	東京都板橋区	2,400 (2,400)	0.02 (0.02)
三浦 利夫（注）6	東京都港区	2,400 (2,400)	0.02 (0.02)
三瓶 勝之（注）6	大阪府箕面市	2,400 (2,400)	0.02 (0.02)
計	—	9,005,200 (820,000)	100.00 (9.10)

（注）1．特別利害関係者等（大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役、なお監査等委員を除く）
4. 特別利害関係者等（当社の監査等委員である取締役）
5. 当社の執行役員
6. 当社の従業員
7. 新株予約権信託の受託者
8. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てしております。
9. （）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

2023年11月 8 日

ナイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 村上 淳

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菊池 寛康

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナイル株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナイル株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月 8 日

ナイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 村上 淳

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菊池 寛康

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナイル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナイル株式会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2023年11月 8 日

ナイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

村上 淳

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菊池 寛康

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナイル株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナイル株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

